

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

昭和四年八月

古蹟調査特別報告 第六册

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府

庫	文	閣	内
函	架	冊	類
二〇〇八			
和書			

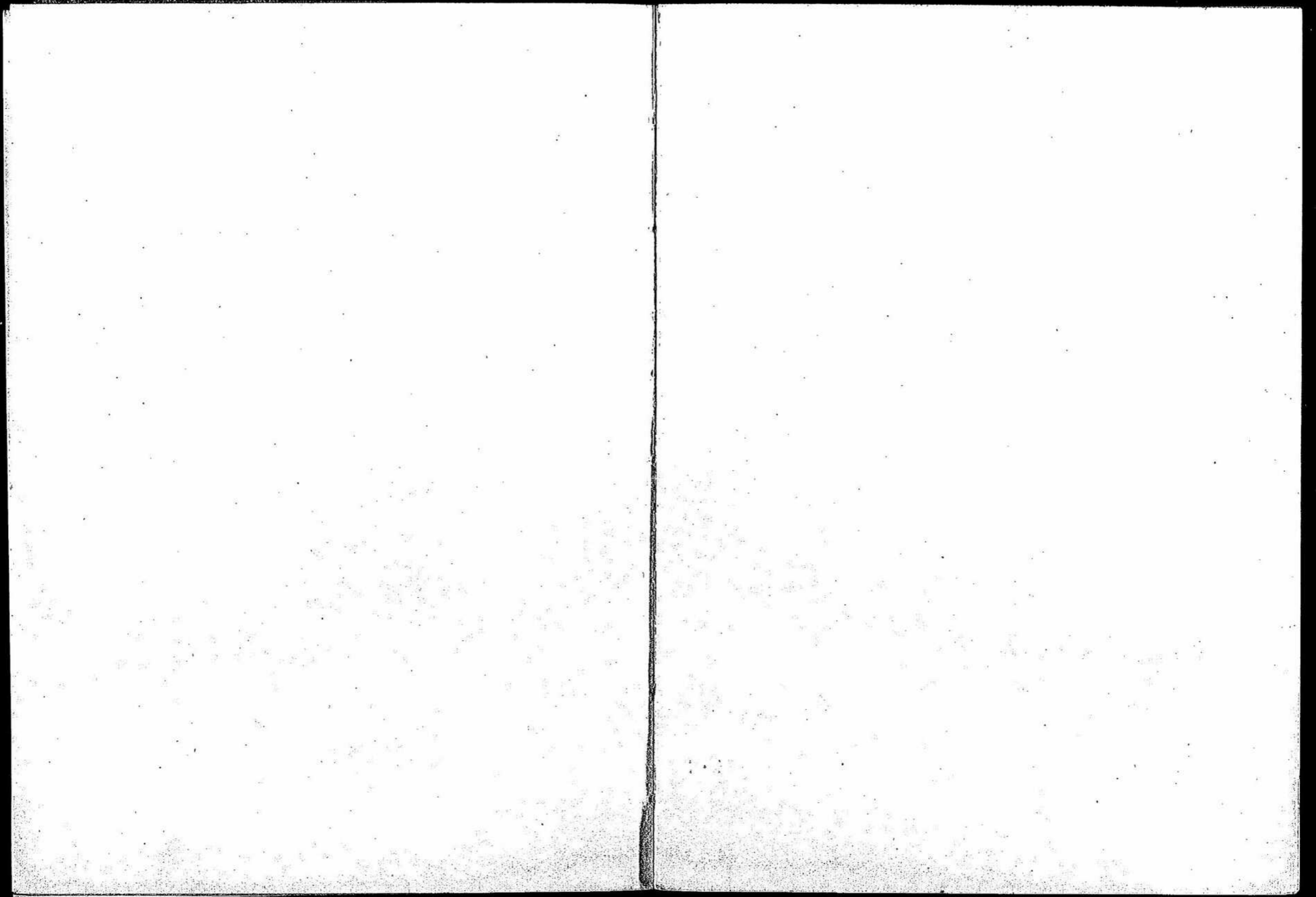


2
2
1

292.21
185

正誤表

頁	行	誤	正
四	四	まう。	まふ。
三七	一四	南川州	南川州
五一	註番號	(2)	(1)
五六	六、七、一〇、一一、一二、各行の西洋紀元を圍む()を「」に改む。		
六二	三	遣使	遣使
六三		龜頭の「登州及び湖州」を左方第一三行の上に移す。	
六六		關外の横線を刪る。	



292
2007A
185

古蹟調査特別報告 第六冊

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府古蹟調査委員 池内 宏 著

序言

去る大正八年、余は朝鮮總督府の委囑を受け、同年秋、咸鏡南道の咸興郡及び傍近の諸郡に遺存する古城址を探查し、同十一年二月に至つて其の結果を發表した。「咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址附定平郡の長城」と題する一篇、朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告第一冊がそれであつて、今の咸興郡と、古へ本郡の一部であつた新興郡とに互つて現存する顯著なる九基の古城址について、其の現状を説明すると同時に、それ等の古城は高麗の將軍尹瓘が咸興地方の女眞の諸部落を經略して築設した五州四鎮——所謂尹瓘の九城——に他ならないことを考察したものである。たゞ右の調査の遂行中、余が微恙に冒されたり、降雨によつて實測を妨げられたり、遂には期日の迫逼したりした爲めに、おのづから彼の報告書の中には、古城の現状を充分に説明し得なかつた部分もあつたから、其の遺漏を補ふ目的を以て、大正十一年秋、余は再び咸興、定平二郡の古城址を調査した。余が新羅の眞興王の戊子巡境碑を一見したのは、此の第二回の調査の際である。

眞興王戊子巡境碑の今の所在地は、咸興郡下岐川面の眞興里である。碑石は李朝の中頃始めて世に顯はれた時には、本郡の北境を劃する黄草嶺附近にあつたのであるが、然かも其の原立地がかゝる地點であつたかどうかは、疑問の存するところであつて、それは朝鮮上世史上の頗る重大なる問題でもある。大正八年の調査は、余をして尹瓘の九城の遺址を咸興郡内に覓め、瓘の経略地域が遠く豆滿江方面にまで及んだといふ古來の妄説を打破することに成功せしめた。次の調査の際、眞興王碑を一見したのは、單に一見しただけで、碑石にまつはる問題に關しては、それから獲るところはなかつたけれども、余は其の後、主として記録の上から、かねて心がけてゐた此の問題を考へ、之を自ら明かにした尹瓘の経略の史實に結合して、相當自信のある新解釋を下すことができた。今ま公けにしようとする一篇は、かくの如くにして草せられたもので、之を余の第二回の古蹟調査報告書とした所以も、茲に存する。稿を了したのは去年の春であるが、たま／＼病を獲て諸事を放擲し、年を踰えて未だ癒えず、今年も春長くるまで印刷に著手し得なかつたのは、自ら遺憾とするところである。

眞興王の巡境碑には、普通に黄草嶺碑と稱せらるゝ、戊子巡境碑の外に、北漢

山及び昌寧の二碑がある。黄草嶺碑の現状を示した七葉の寫眞(圖版第一四)は、余の實見した際、總督府囑託澤俊一君の撮影したものである。巻首に出した拓本は總督府博物館の所藏である。他の二碑は、余の未見に屬するのであるが、本篇中少しく論じ及んだ關係もあるので、またそれ等の寫眞並に拓本を併せ掲げることゝした。北漢山碑の寫眞、拓本共六葉(圖版第五—八)は、此の目的の爲めに、本報告書の印刷著手に先立ち、朝鮮總督府から特に博物館の吏員を派して作製せしめたものであり、昌寧碑の寫眞、拓本各一葉(圖版第九—一〇)は、大正三年、總督府古蹟調査委員鳥居龍藏氏の調査せられた際のものに據つたのである。さうして前者に關しては、それに従事せられた博物館主任藤田亮策君及び館員神田惣藏君、小泉顯夫君、澤俊一君等の厭はれなかつた多大の勞苦と手數とに對して、甚深なる謝意を表せねばならぬ。

昭和四年七月

東京に於いて

池 内 宏

目次

第一章 叙 説……………一

第二章 眞興王の三碑……………七

第三章 眞興王の北境經略……………二

第四章 高句麗滅亡以前に於ける新羅の東北境の變遷……………五

第五章 新羅一統時代の東北境……………三

第六章 尹瓘の九城の役と黃草嶺碑——結論……………九

年 代 表……………六

附 圖——眞興王戊子巡境碑と新羅の東北境參照圖……………六

圖版目次

- 卷首 眞興王戊子巡境碑拓本
- 第一 眞興王戊子巡境碑所在地より黄草嶺を望む
- 第二 (1)咸興郡眞興里に於ける眞興王戊子巡境碑
(2)同上碑閣
- 第三 (1)戊子巡境碑正面
(2)尹定鉉碑石移置記
- 第四 (1)戊子巡境碑正面及び左側面
(2)同上正面上部
- 第五 高陽郡北漢山の碑峰に於ける眞興王巡境碑
- 第六 (1)北漢山碑正面
(2)同上
- 第七 (1)北漢山碑東側面
(2)同上東側面及び裏面

- 第八 北漢山碑拓本
- 第九 昌寧郡昌寧邑に於ける眞興王巡境碑
- 第二〇 昌寧碑拓本



眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

朝鮮總督府古蹟調査委員 池 内 宏 著

第一章 叙 説

黄草嶺碑に
關する疑問
碑石の所在

余は久しい間、新羅眞興王の戊子巡境碑、即ち所謂黄草嶺碑の名で世に聞えてゐる新羅の古碑に關して、たやすく解決し難い、しかも歴史上頗る重大なる疑問を懐いてゐた。大正十一年十月、咸鏡南道に於ける咸興、定平二郡の古城址を調査した時、特に一日の日程を此の碑にさゝげたものも、さる疑問にそゝのかされてのことであつた。しかし實査の結果、其のものについては、初めから多くを期待しなかつた。疑問は古碑それ自身にあるのではないからである。⁽¹⁾眞興王の戊子巡境碑は、咸鏡南道咸興邑の西北十二三里、咸興郡下岐川面眞

(1) 此の碑を後世の偽作とする説が津川左右吉博士に依つて發表せられてゐるけれども、朝鮮歴史地理第一卷、二四—一三三頁、これには賛成者がないうである。

碑石の發見

黃草嶺

金正喜の説

眞興王の皮子巡遊碑と新羅の東北境

興里の街道の左側にある小高い岡の上に、碑閣に庇はれて立つてゐる。元はこゝから二三里奥の黃草嶺の峠の附近にあつたのを、今から七十餘年前に當る朝鮮哲宗の三年(A. D. 1852)時の咸鏡道觀察使尹定鉉が、碑石を保護する便宜の爲めに、こゝに移したのである。⁽¹⁾今立つてゐる處が中嶺鎮址に近いから、中嶺鎮碑とも呼ばれてゐる。——此の碑が識者の注意に上つたのは相當に古い。宣祖の時、咸鏡道南兵馬節度使申稷から碑石の拓本を手に入れた車天輅(五山と號す)は、それを見て、字如筆陣而小、大半缺落、其曰皇帝者高句麗王也といふまぢがつた考を述べた。⁽²⁾恐らく其の頃始めて世に現はれたのであらう。

咸興の平野を貫流する城川江の一支流を黒林川といふ。黃草嶺は此の河の上流の溪谷から長津の高原に越え入る峠道であつて、咸興地方と鴨綠江の中流域とを聯絡する交通路を扼し、峠の左右に交互する脊梁山脈は、咸興平野の西北に於ける天然の障壁を形づくつてゐる。かういふ地點に新羅の古碑が立つてゐたのであるから、朝鮮金石文の研究家として名高い金正喜、秋史と號す⁽³⁾が、此の碑の歴史的價値を論じて、大槩此碑、非徒爲我東金石之祖、新羅封疆以國乘攻之、纔及於比列忽、⁽⁴⁾不因此碑何以更知其遠及於黃草嶺耶、金石之有勝於史乘如此、古人所以寶重金石、豈止於一古物而已耶、⁽⁵⁾といつたのは、一應道理

(1) 碑石の傍に尹定鉉の建てた小碑があつて、それに此新羅眞興王碑東北定界者也、舊在黃草嶺石上下剝落、文殘存一百八十五字、今移置中嶺以庇風雨、仍嵌之壁、與黃草不遠、無疆界訟讞之慮矣、以舊拓考之、第一行王字下有巡狩管境刊石銘記也、九字并志、眞興戊子後一千二百八十五年壬子[A. D. 1852]秋八月、觀察使尹定鉉書と勅してある。

(2) 車天輅の隨筆五山說林草、大東野乘卷五に、宣春嶺去甲山五日程、近白頭山下、有短碑、隱草中、中公碯爲南兵使、打而來、余得見之、高僅五尺、廣二尺許、字如筆陣、圖而小、大半缺落、其曰皇帝者、高句麗王也、有曰啄部某者、六、七人、余不解啄部爲何官、其後許荷谷、符曰、會見古史、啄部猶今之大夫也、云々見えてゐる。啄部が新羅の六部の一であることは言ふまでもない。

此の碑の黃草嶺碑であることは、有曰啄部某者六、七人云々の語に徴して明かであるが、車天輅が其の所在を白頭山下の宣春嶺としたのは甚だをかしい。必ず誤りであらう。宣春嶺は東國輿地勝覽卷五十、會寧都護府、古跡の條に、先春嶺在豆滿江北七百里、尹璠拓地至此、城公嶺鎮、遂立碑於嶺上、刻曰高麗之境、碑之四面有書、皆爲胡人剝去、といひ、龍飛御天歌第七十五章の註に、慶源府東北七百餘里、有先春嶺、即璠立碑處、其碑四面有書、爲胡人剝去、其字後有人掘其根、有高麗之境四字とある先春嶺であらう。然かも是等の記事(其の原據は李朝世宗實錄地理志は、高麗の尹璠が碑を公嶺鎮に立て、占領地の界を限つたといふ、高麗時代からあつた俗傳を、李朝時代に於て更に滿洲地方の先春嶺といふ山に附會したものである。高麗史地理志に、睿宗二年以平章事尹璠爲元帥、知樞密院事、吳延龍副之、率兵擊逐女眞、置九城、立碑于公嶺、鎮之、先春嶺以爲界とあるのも、高麗時代の記事ではなく、李朝時代になつて世宗以前にできた此の附會説に他ならぬ。車天輅が黃草嶺碑の所在を宣春嶺としたのは、之に關係があるらしい。恐らく天輅は新出の碑の拓本を申取から得、何の碑ともよくわからぬので、公嶺鎮碑の傳説を聯想し、それから生じた錯誤を其のまゝ筆にしたのであらう。またそれを天輅に歸することができな

黄草嶺碑にまつはる新羅の東北境の問題

のある説である。しかし三國史記の記事を通観すると、新羅の東北境は何時の世にも黄草嶺には達しなかつたやうである。さうしてこれにも相當の價値を置かねばならぬことを思ふと、金正喜のいつたやうに簡単に片づけてしまふことはできない。余が上に提言した黄草嶺に關する疑問といふのは、之を意味する。

然らば眞興王時代の新羅の東北境は何處であつたかといふに、それも從來の研究ではまだはつきりと決まつてゐない。眞興王の置いた比列忽州が鐵嶺關外の安邊のやうな遠い處でないことを力説せられた津田左右吉博士⁽¹⁾があると同時に、全く反對に、新羅の勃興の勢に乗じた此の王の經略は、海上から咸興平野に及び、黄草嶺を以て其の界至としたであらうと説かれた今西龍博士⁽²⁾もある。要するに眞興王の時の新羅の疆域殊に其の東北境をどこで限るかは、王の巡境碑たる黄草嶺碑と切りはなして考へることのできない頗る重要な問題である。然らば之をどう解決すべきであらうか。現存の記録の上から新羅の勢力の消長をよく考へてみて、碑石其のものに有利な證據を挙げ得ればそれでよし、若し挙げ得られない場合には、どうしてそんな處にそれが建てられたか、更に其の理由の説明に立ち入らねばなるまい。余が此の一篇

本稿の目的

を草したのは、之に關する卑見を述べ、併せて大方の示教を乞ひたく思ふからである。

いとしても、謬説の山つて來つたところは公嶮嶺碑に對する聯想其のものとすべきである。

(3) 阮堂集、卷一、新羅管境碑。

(1) 朝鮮歴史地理、卷一、眞興王征服地域考。

(2) 考古學雜誌第十二卷第一號、大正十年九月、新羅眞興王巡狩管境碑考、二一——二二頁。

第二章 眞興王の三碑

黄草嶺碑は今ま碑身の右上部と左下部とを亡つてゐる。残存せる部分に於いても磨滅して全く讀めない文字がかなり多いが最初の行に、

□□□八月廿一日癸未眞興太王巡狩管境刊石銘記也
とあり、第二行から第七行に互つて、

- 世道乖眞、玄化不敷、則耶爲交競、是以帝王建號、莫不修己以安百姓、然朕
- 紹太祖之基、纂承王位、競身自慎、恐違□□、又蒙天恩、開示運記、冥感神祇、應
- 四方託境、廣獲民土、隣國誓信、和使交通、府□□□、新古黎土、謂道化
- 未有、於是歲次戊子、秋八月、巡狩管境、訪探民心、以欲勞□□、有忠信精誠□□
- 國盡節有功之徒、可加賞爵、物以章勳、効廻駕願行、□□□□□□□□
- 者矣、

といひ、第七行のなかばから第十二行(即ち末行までは、隨駕の人名并に其の部名官職名等を列記してある。即ち此の碑は戊子の年秋八月、眞興王が管境を

眞興王の戊子巡境

〔1〕此の碑を釋讀したものは、内藤虎次郎氏の「新羅眞興王巡境碑考」(藝文、第二年第五號)、朝鮮總督府編纂朝鮮金石總覽、今西龍氏の「新羅眞興王巡狩管境碑考」(考古學雜誌第十二卷第一號)、支

眞興王の他の二碑

北漢山碑

發見
本文

巡狩し其の記念の爲めに建てたものである。三國史記に依ると戊子は此の王の二十九年に(A. D. 568)に當る。

眞興王の巡狩碑は此の一碑だけではなく、京畿道の北漢山にも慶尙南道の昌寧にもあるのであるから、それ等についても一言しておかねばならぬ。

北漢山碑は京城府の北方に聳ゆる北漢山の中の一峰——其の碑の存在に由つて碑峯の名を有する高い峯(標高五五六米突)——の斷崖絶壁の磐石の上に立つてゐる。朝鮮純祖の十六年(A. D. 1876)金正喜等が之を探查し翌年また審視して殘字六十八字を読み得たのが、此の碑の世に紹介せられた初めてである。第一行には、

□□□□□□眞興太王及衆臣等巡狩管境之時記
とあり、第五行の中に

是巡狩管境訪探民心以欲勞□如有忠信精誠○本行の首尾缺く

とあるのは黄草嶺碑の文に同じく、第八行以下に隨駕の人名官職名を列記してある。すべて十二行、毎行三十二字、漫滅して讀めない文字が非常に多い。巡狩の年月は第一行の首に記るされてあつたのであらうが、それも全くわからぬ。

建碑の年月は不明

昌寧碑

發見

建碑の年月

第三の昌寧碑は慶尙南道の北境に近く聳ゆる火旺山の西麓、昌寧邑の平地の東邊にある。去る大正三年、文學博士鳥居龍藏氏の調査に依つて世に現はれたものである。磨滅した文字は割合に少なく、

辛巳年二月一日立 寡人幼年承基政委輔弼後以下缺
を初行とする十行を以て本文とし、以下第二十七行に至るまでの十七行に互つて巡狩に係した人名官職名を書き列ねてある。建碑の年を示した辛巳は、黄草嶺碑の戊子に先だつ七年、眞興王の二十二年(A. D. 561)に當る。

那民国劉承幹氏の海東金石苑補遺(卷二)等に著録せられてゐる。今ま是等を参照して其の宜しきに従つた。

(1)此の碑の詳細を知るには、金正喜の金石遺眼録、劉喜海の海東金石苑(卷二)、内藤氏の新羅眞興王巡狩碑考(藝文第二卷第四號)、朝鮮金石總覽、今西氏の新羅眞興王巡狩碑(朝鮮總督府大正五年度古蹟調査報告五四頁以下)及び新羅眞興王巡狩管境碑考(考古學雜誌第十二卷第三號)等を見るべきである。

(2)今西氏の眞興王拓境碑(朝鮮總督府大正六年度古蹟調査報告三七五頁以下)及び新羅眞興王巡狩管境碑考(考古學雜誌第十二卷第十一號)を参照するがよい。「朝鮮金石總覽」及び劉承幹氏の海東金石苑補遺にも此の碑を著録してある。

眞興王

王の十二年
の経略
新羅百濟二
國の協同出
兵

第三章 眞興王の北境経略

眞興王の即位の年は、我が欽明天皇の元年に當り(A. D. 540)高句麗の長壽王の歿後四十九年、百濟の聖明王が國都を熊津道忠清南道公州から泗泚道忠清南道扶餘に退けた翌々年である。新羅は其の四年前、法興王二十三年、始めて私年號を用ゐ、建元元年と稱したが、此の王の十二年(A. D. 551)に至つて開國と改元した。新羅の建國はずつと古いのに、特にかういふ年號を用ひたのは、相當の理由のあることである。此の年、新羅は北方に向つて著しく其の領土を擴張したのである。⁽¹⁾即ち三國史記新羅本紀の眞興王十二年の條に

王命居柴夫等、侵高句麗、乘勝取十郡、
といひ、また同書四の居柴夫の傳に

眞興大王十二年辛未、王命居柴夫及仇珍、大角塗、比台角塗、耽知迎塗、非西迎塗、奴夫波珍塗、西力夫波珍塗、比次夫大阿塗、未珍夫阿塗等八將軍、與百濟侵高句麗、百濟人先攻破平壤、居柴夫等乘勝取竹嶺、以外高峴、以內十郡、

(1) 羅紀に十二年春正月、改元開國とあるが、余は領土の擴張が行はれたのに依つて此の開元があつたのであらうと思ふ。

とある。日本書紀の欽明天皇十二年の條に、

是歲百濟聖明王親率衆及二國兵三國謂新羅在斯也往伐高麗獲漢城之地又進軍討平壤凡六郡之地復故地

百濟の征略地新羅に奪はる

とあるのも之に應ずる貴重なる記事である。漢城は當時高句麗の領内に没してゐた百濟の舊都であつて、漢江の南岸に近い南漢山城今の廣州である。平壤は高句麗の國都の平壤ではなく、此の國の三京の一なる漢城即ち北漢山城の別名としての南平壤今の京城たること疑ひない。かくの如く新羅と百濟とは協力して兵を出し、竹嶺以北、北漢山以南の廣大なる地方を高句麗から奪ひ取つたのであるが、早くも其の翌年、百濟の占領地は新羅のものとなつてしまつた。それは書紀の欽明天皇十三年の條に、

是歲百濟棄漢城南漢城與平壤北漢城新羅因此入居漢城

新州

とあるのでわかる。さうして新羅は更に其の翌年、眞興王十四年、南漢山城に一州を置き、之に新州の名を與へた。史料が乏しいから、此の間の経緯を詳かにすることはできないけれども、新羅百濟二國の協同出兵の効果が新羅に依つて獨占せられたことは疑ひを容れない。ところで新羅と百濟とは其の協同戦役の際、同じ方面に兵を出したのであらうか。新羅側の記事たる居柒夫

二國の各の征略地

高峴の位置如何

傳に依ると、羅軍は、竹嶺以外高峴以内の十郡を取つたといひ、百濟側の或る記録に本づいたらしい書紀の文に依ると、濟兵は、漢城南漢山、平壤、北漢山に討ち入つて六郡の地を收復したといふのであるから、一方は十郡、一方は六郡合せて十六郡の地を各別に占領したらしいと思はれる。そこで新羅の占領地の北境としての高峴の位置が問題になる。

眞興王の比斯伐略有と昌寧碑

北漢山巡幸と北漢山碑

眞興王の十五年、百濟の聖明王は親ら軍に將とし、任那の日本府の兵と共に新羅の西境とおぼしき管山城を攻め、大敗して殺された。さうして新羅が完山州を比斯伐に置いたのは、其の翌年である。比斯伐日本書紀の比斯伐は任那列國の一であつて、今の昌寧邑は其の中心であり、昌寧邑には前に述べた眞興王の巡狩碑がある。眞興王は任那日本府を後援とする百濟を破つた勢に乗じ、日本府の管下にあつた比斯伐を併せ、王の二十二年に當る辛巳の年には、そこに巡幸したのであらう。それから完山州を置いた十六年の冬、王は北漢山に巡幸した。即ち羅紀に、冬十月、王巡幸北漢山、拓定封疆と見えてゐる。之を北漢山碑に結びつけて考へると、豎立の年月のわからぬ其の碑は、十六年の巡幸の際のものであらうといふことになるが、碑文の中に「南川軍主」——南川州の

長官——の名が見え、南川州は後に述べる如く、王の二十九年に置かれた州であるから、かう見ることが許るされない。恐らく二十九年以後にも此の方面を巡狩したことがあつて、其の時に建てたのであらう。此の事は今西博士が論じておられる⁽¹⁾。しかし眞興王の北漢山巡狩が何年であつても、巡狩管境碑が此の山に立つてゐるのは、王の新領土の北境が其の附近であつたことを語るものでなければならぬ。さうすると戊子巡狩碑もやはり新領土の東北境に近く立てられたのであつて、其の方面の或るめぼしい山が問題の高峴であらうといひたくなる。これは自然な推測であらうが、十二年の役に於ける百濟軍の占領區域の北端は、北漢山若くは其の附近の地であつたのに、たとひ新羅軍が單獨に進撃したとしても、鐵嶺或は三防の險を越え、遠く黃草嶺下の咸興平野を占領したとは、どうしても考へられない。随つて黃草嶺を以て高峴に擬てることは不可能であらう。

さて慶尙北道から、鳥嶺及び雞立嶺と相並んで名高い竹嶺の險を越え、忠清北道にはいると、忠州に於いて道が二つに分れる。無論大道についていふのである。其の一つは、南漢江に沿ひ、其の下流に屬する北漢山方面に向ふものであるが、忠州と北漢山との略中央に位する利川は、江原道の原州から驪州を

戊子巡狩碑と新羅の征略地の北端としての高峴

竹嶺外の地の交通の要衝

南川州(利川)

七重城(積城)

六溪土城

經て來る道がこれと交會する處であつて、かなり重要な地點である。羅紀、眞興王二十九年の條に、冬十月、廢北漢山州置南川州とある。南川州はこゝである(二十九年は戊子巡狩の年である)。又た北漢山(京城から北に進み、臨津江の手前の汝山から横道に入り、江に沿うて東北に五里ほど行くと、積城邑に出る。今は街道筋に當つてゐないけれども、こゝも此の方面に於ける一の衝要である。なぜかといふに、平安道の平壤(高句麗の都城)から、黃海道の新溪、朔寧等を経て臨津江の中流に出てくる大道と、咸鏡道の南端三防から、平康鐵原を経て來る道とは、漣川積城の東五里の附近に於いて交會するのであるが、積城は、こゝと汝山との中間に於いて、相互の聯絡を扼する地點であるからである。新羅時代の重城縣一名七重城は、こゝであつて、今の積城邑の傍に、其の山城の址と認むべきものが遺つてゐる。臨津江は積城邑の附近に於いて、著しく北方に彎曲し、七重城を遠巻きに巻いて流れる。さうして七重城から一里ばかり離れた曲りめの内側には、六溪土城と稱するかなり大きな古城址がある。⁽²⁾ 羅紀善德王七年の條に、冬十月、高句麗侵北邊、七重城百姓驚擾入山谷、王命大將軍闕川安

(1) 考古學雜誌第十二卷第三號大正十年十一月、新羅眞興王巡狩管境碑考、中、一四六頁參照。
(2) 朝鮮五萬分一圖參照。

集之、十一月、鬮川與高句麗兵戰於七重城外克之、殺虜甚多とあり、太宗武烈王七年の條に、高句麗侵攻七重城、軍主匹夫死之とあるのは、七重城が新羅の北邊の要衝であつたことを證するもので、所謂六溪土城の其の出城たることがおのづから推測せられる。⁽¹⁾ 又た三國史記^{卷四} 金庾信傳^中に、龍朔元年十二月十日、與副將軍仁問、眞服、良圖等九將軍、率兵載糗入高句麗之界と提言し、次に、壬戌^年正月二十三日、至七重河、……諸將卒相隨渡河、入高句麗之境、慮麗人要於大路、遂自險隘以行とあるのに依ると、當時積城のあたりの臨津江は七重河と呼ばれ、其の北方は高句麗の領域であつたのである。

忠州から二つに岐れる大道の他の一つは、西北に向つて江原道を縦斷するもので、原州、春川、淮陽等を通過する。淮陽から鐵嶺の險を越え、嶺下の地は安邊であるが、鐵嶺と三防とは、江原道から咸鏡道の南邊に越え入る自然の關門をなし、さうして是等の二關を通過する道は安邊に於いて歸一するのであるから、安邊が此の方面の要衝であることは論を俟たぬ。江原道と咸鏡道との境を劃する高峻なる山脈は、最も越えやすい鐵嶺、三防、二關の附近に於いて標高七百米突に近く、北に向つて標高千二百六十八米突の黃龍山を起し、それから僅か四五里の間を走る間に、急に三十九米突まで高度を減じ、安邊の南

七重河(臨津江)

忠州の正北の交通路

鐵嶺及び三防

比列忽州(安邊)

眞興王十二年の新羅の征略地

大川の河口に近く海に落ちる。だから咸鏡道の咸興方面から安邊に來り、東に轉じて山脈の此の低い部分を過ぎ、海岸に沿うて江原道の裏側の帶のやうな細長い地方に出るのは、甚だ容易である。そこで安邊はまた此の海岸道を扼する點に於いて、特に重要な位置を占めてゐる。新羅の眞興王は、百濟と協力して竹嶺外の高句麗の地を奪ひ、五年の後こゝに新しい州を置いた。即ち羅紀、眞興王十七年の條に、置比列忽州、以沙飡成宗爲軍主とあり、地理志に朔庭郡、本高句麗比列忽郡、眞興王十七年、梁大平元年爲比列州、置軍主、景德王改名、今登州とある。登州は高麗時代の安邊の稱である。

上述の如き地理上の考察を試み、殊に臨津江畔の積城が新羅の七重城の所在地であつたこと、及び三防、鐵嶺、二關の外の安邊が比列忽州であつたことに留意すると、眞興王の時新羅が高句麗から奪ひ取つた地域の北境が、かなりはつきりと地圖の上に顯現するやうである。百濟の聖明王は親ら軍を率ゐて高句麗の南漢山城、漢城、及び北漢山城、南平壤を討ち取り、六郡の地を舊に復したといふのであるから、北漢山城を距ること遠からざる同じ方面の七重城も、

(1)七重城址も所謂六溪土城址も、未だ専門家の實査を経てゐないやうであるが、余は何人かのそれを遂行することを切望する。

百濟軍の手で略取せられたであらうと思はれる。即ち七重城は其の戦役の際に於ける百濟の占領地の最北點であつたのであらう。之に對して新羅軍はいづれの方面を占領したかといふに、此の國の位置、并に竹嶺を越えてからの道路の關係から、それが江原道地方であるべきことは容易に推測せらるゝところである。然るに北漢山から七重城を経て北に向ふ道路は、三防關に由つて安邊に聯絡し、安邊に於ける比列忽州の設置は、此の經路の行はれた後五年であるから、新羅の占領地の北界としての問題の高峴は、鐵嶺に比定せらるべきであらう。高峴の名が此の時にふさはしいことはいふまでもない。即ち真興王の十二年、新羅が百濟と協力して占領した地域の北界は鐵嶺、三防、平康、鐵原、漣川、積城、汶山を連綴する一線であつたといひ得る。又た前に述べておいたところに依つて、比列忽州設置の理由の説明もつく。若し占領地の界を三防、鐵嶺の山脈で限つておけば、咸鏡道地方を領する高句麗の軍兵は、平夷なる海岸道を過ぎて東南に下り、江原道の裏側に於ける通川、高城、襄陽、江陵、三陟、蔚珍等の地をたやすく占領し得るわけである。だから真興王は高峴以南を手に入れた後、一步進んで安邊の南大川の流域を占領し、こゝに比列忽州を置いて高句麗の侵入に備へたのであらう。

高峴と鐵嶺との比定
新羅百濟二國の征略地の北界
比列忽州設置の理由

真興王十七年以後に於ける州の置廢

新州を廢し北漢山州を置く
北漢山州を廢し南川州を置く
比列忽州を廢し遼忽州を置く

國原京(忠州)

百濟の聖明王との協同の出兵に依つて、高峴、鐵嶺以南の地を高句麗から奪つた真興王は、別に百濟の有となつた南漢山城をも略取し、こゝに一州を設けて新州といつた。さうして比列忽州を今の安邊の地に置いた翌年(真興王十八年)には、其の新州を廢して北漢山州を北漢山城に置いたが、これは此の方面の行政上の中心を一步北方に進めたわけであらう。又た二十九年十月には、北漢山州を廢して南川州を置き、同時に比列忽州を廢して遼忽州を置いた。南川州は前に述べた如く今の利川、遼忽州は江原道の裏側の金剛山に近い今の高城である。何故かくの如く北方の州治を南に移したかといふに、當時高句麗の報復的の侵略の行はれたらしい形跡がないから、之を以て領土の退縮と解することはできない。忠州には、去る十八年——新州を廢して北漢山州を置いた年——小京を置いて國原京といつたが、利川は北漢山と忠州との中間に位し、今の京畿道から忠清北道に誇がる南漢江の流域の地方を管轄する

(1) 津田博士は高峴の所在は古史に明徴なきも、今臨津江の上流地域たる麻田永平の中間に高峴里ある、それならんといひ朝鮮歴史地理第一卷一〇五頁、今西博士は高峴は今京畿道利川邑の北約二里に利川廣州兩郡の界に在る廣峴の地なるが如し、峴の西南麓に高尺里と稱する地ありといはれたが、考古學雜誌第十二卷第三號一四三頁兩説共に沿革のわからぬ現在の地名に因はれた嫌ひがある。

のに都合のよい場所であるから、こゝに一州を設けて行政並に軍政の中樞としたのであらう。高城に達忽州を置いたのも同じ趣旨に本づいたものらしく、其の管下に置かれた地は比列忽以南の江原道の東海岸であらうと思はれる。

春川方面に於ける置州の有無

然らば江原道の脊梁山脈の表側の廣大なる地方は、地方行政上どう取扱はれてゐたのであらうか。此の方面に於いて忠州(國原京)と鐵嶺(高峴)との中間に位し、西は北漢江の流に依つて南北兩漢山の地に聯絡し、且つ平地の大きい關係から特に重きをなす地はいふまでもなく春川である。⁽¹⁾ 然るに三國史記

善徳王の置いた牛首州

^五地理志は、新羅時代に牛首州或は牛頭州の稱のあつた此の地に關して、善徳王六年、唐貞觀十一年、爲中首州置軍主^{一云、文武王十三年、唐貞觀十四年、置首若州}といひ、善徳王以前の事を叙べてないが、これはをかしい。眞興王が南北兩漢江の流域を占有してから善徳王六年(A.D.637)までは、八十六年の歳月を経過してゐるのに、其の長い間、此の樞要なる地に如何なる州治もなかつたとは、どうしても考へられないからである。

職官志の記事

さて三國史記^{卷四}の職官志を見ると、其の六停の條の第三項に、

三日漢山停、本新州停、眞興王二十九年罷新州停、置南川停、

とある。これは羅紀、眞興王二十九年の條の「廢北漢山州、置南川州」に應ずる記事であるが、南漢山の新州停が直ぐ利川の南川停に移變したのではなく、其の中間に北漢山停があつたはずである。又た上述の如く羅紀の同じ條に、又廢比列忽州、置達忽州とあるのに對し、六停の第四項には、

四日牛首停、本比烈忽停、文武王十三年罷比烈忽停、置牛首停、

とある。しかし牛首停(春川)が本と比烈忽停(安邊)であつたといふ本を、文字通りに解釋すると、地理上甚だをかしい。のみならず、文武王十三年云々も誤りで、實は文武王の八年(A.D.668)、善徳王七年(A.D.638)以來三十年間、高句麗に没してゐた比列忽州を回復し、此の事は次章に詳説する(十三年(A.D.673)には上に引いた地理志の文の註に見える如く首若州を春川の地に置いたのである。又た六停の第五項には、

(1) 李氏英宗朝の地理學者李重煥は、此の地について、春川在麟蹄西、水陸西南距漢陽二百餘里……山中澗展平野、二江灌注於中、風氣固密、而江山清曠、土地饒沃、多世居士大夫、といひ、(八城誌、江原道の條)又た、次則春川牛頭村、在昭陽江上、二水合於之、內臨水有石、石下有江、江外有山、雖峽中開拓既遠、敵密明爽、又通下江舟楫、漁鹽之利、居人多以商賈致富、自新羅時、人烟至今不衰、と叙へてゐる(同上、江居の條)。

(2) 地理志の他の章(三國史記卷三七)に、牛首州、首一作頭、一云首次若、一云鳥根乃とある。

五曰河西停、木悉直停、太宗五年、罷悉直停、置河西停、
とある。河西は今の江陵で、河西良とも何瑟羅ともいひ、悉直は今の三陟であ
るが、羅紀、太宗武烈王五年の條に、

王、以何瑟羅地連鞬鞞、人不能安、罷京爲州、長官とする小京であつた、置都督以鎮
之、又以悉直爲北鎮、

とあるのを参照すると、職官志の六停に關する記載のあやふやなことが益、明
かになる。しかし漢山停の條にも、河西停の條にも、誤傳の背後に潜んでゐる
正しい事實はあるのであるから、牛首停の一條も全然棄てたものではなから
う。上述の如く文武王が比烈忽停を罷めて牛首停を置いたといふのは取る
に足らない所傳である。しかも、牛首停、本比烈忽停は、それを意味するのでは
なく、眞興王が比列忽州を罷めて達忽州を置いた時、また牛首州を春川に置い
たのをかう傳へたのではあるまいか。若しさうとすれば、眞興王の二十九年、
王は北漢山州及び比列忽州を廢して南川、利川、達忽、高城、二州を置いたばかり
でなく、また牛首州を新設して、江原道の脊梁山脈内の部分を其の管下に置い
たのであらう。さうして此の變革の下に、南北兩漢山城及び七重城は南川州
の管内に入り、比列忽は達忽州の管内にはいつたのであらうと思はれる。

始めて牛首
州を置いた
のは眞興王
であらう

眞興王時代
の新羅の東
北境

戊子巡境碑
の立てられ
た地は鐵嶺
附近の山で
あらう

ところで問題の戊子巡境碑には、秋八月、巡狩管境、訪探民心云々といひ、其の
年月は比列忽等の州の廢置の行はれた二箇月前である。て、若し王の巡狩の
當時、新羅の東北境が黃草嶺に達してゐたならば、此の方面に於いて歴史地理
上特に重要な位置を占むる咸興には、必ず何等かの施設のあるべきはずで
あるのに、さういふ様子は何もなく、さうして王の巡境と密接なる關係のな
ければならぬ比列忽州廢止の事實は、安邊以北に新羅の州縣のなかつたこと
想はしむるに充分である。いひかへれば比列忽州の置かれた眞興王十七年
から、戊子巡狩の時まで、新羅の東北境は安邊の南大川の流域に於いて固定し
てゐたとすべきである。随つて王の巡狩の記念の爲めに立てられた碑石が、
安邊から遠く隔だつた黃草嶺にあるといふのは、どうしてもをかしい。
かくの如く眞興王の戊子(二十九年)巡境の當時、鐵嶺外の安邊の地は、新羅の
領域の東北の限界であつた。然るに此の年若くは其の後に行はれた管境巡
狩の際の記念碑即ち戊子巡境碑と兄弟の關係を有すること明かなる他の一
碑は、北漢山上に存し、北漢山は新羅の西北境に近い最も顯著なる山である。
故に余は居柴夫傳の高峴に擬すべき鐵嶺若くは其の附近の山を以て、眞興王
が戊子巡境碑を立てた處であらうと推定する。

黄草嶺から
發見せられ
た理由如何

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

三四

然らば此の巡境碑が後世鐵嶺附近から發見されなかつたのは何故であらうか。以下余は之を主要なる問題として其の解釋の道程に入り、頗る廻りくどいやうてはあるが眞興王以後に於ける新羅朝の總ての時代——三國鼎立時代及び半島統一時代——並に高麗朝の前半の時代の東北境について、漸次考察の歩を進めることとする。

眞興王以後
に於ける新
羅と高句麗
との關係

第四章 高句麗滅亡以前に於ける新羅の東北境の變遷

南北兩漢江の流域を高句麗から略取した眞興王の經略は、當然新羅に對する高句麗の怨恨を深くした。三國史記五卷の溫達傳に、麗將溫達が新羅に出征しようとした際の誓詞として、雞立峴竹嶺已西、不歸於我、則不返也」といひ、羅紀善德王十一年の條に、高句麗の寶藏王が、百濟を伐たうとして援兵を乞ひに來た新羅の使者金春秋に答へて、竹嶺本是我地分、汝若還竹嶺西北之地、兵可出焉」といつたと叙べてあるのは、此の關係を語るもので、舊唐書九卷上高麗傳にも、貞觀十七年封其嗣王藏藏王爲遼東郡王高麗王、又遣司農丞相里玄獎、賫書往、說諭高麗、令勿攻新羅、泉蓋蘇文謂玄獎曰、高麗新羅怨隙已久、往者隋室相侵、新羅乘釁、奪高麗五百里之地、城邑、新羅皆據有之、自非反地還城、此兵恐未能已、玄獎曰、既往之事、焉可追論、蘇文竟不從、と見えてゐる。最後の記事の中の「新羅乘釁」云々は九十餘年前の眞興王の經略を指したもので、隋室相侵は時代の齟齬した信憑するに足らない文字である。溫達傳の雞立峴は、今も其の名を存し、竹嶺の西、直徑約九里、鳥嶺と相竝んで慶尙北道と忠清北道とを聯絡する重要な

雞立峴

る嶺路である。高句麗の寶藏王が新羅の金春秋に告げたといふ同じ語は、三國史記一〇四の金庾信傳上には麻木峴與竹嶺、本我國地、若不我知、高麗還則不得歸〇汝春秋を歸と記るされてあるが、麻木峴は雞立峴の別名否、其の義譯名に他ならぬ。東國輿地勝覽九卷三聞慶縣山川の條に雞立嶺俗號麻骨山、以方言相似也、在縣北二十八里、乃新羅時舊路一といひ、尹廷琦朝鮮哲宗の時の人の東寰錄四卷にも麻骨以方言稱之則鷄立と説いてあつて雞立は麻穀マゴクを意味する朝鮮語マゴ(Myo-reup)の對音であるからである。

かういふ關係から高句麗は唐に滅ぼさるゝまで約一世紀の間屢新羅と衝突を重ねた。此の間に於ける新羅の北境乃至東北境は主として其の衝突の事實から考へられねばならぬ。

眞平王の二十六年(A.D.604)王は前王眞興の置いた南川州を廢し、元の如く州治を北漢山に還した。即ち羅紀の同年の條に廢南川州、還北漢山州といひ、職官志の六停の第三項にも眞平王二十六年罷南川停置漢山停とある。これは羅紀の前年(二十五年)の條に高句麗侵北漢山城、王親率兵一萬以拒之とあり、麗紀の方には嬰陽王十四年(A.D.603)の條に王遣將軍高勝、攻新羅北漢山城、羅王

北漢山城高句麗に侵する(眞平王二十五年)

溫達傳の記事

阿且城

率兵過漢水、〇漢城中鼓噪相應、勝以彼衆我寡、恐不克而退、と記るされた戦役があつて、高句麗の南侵に對し、北漢山城の守備を充實する必要を感ぜさせられたからであらう。史記五卷四の溫達傳に、溫達、高句麗平岡王〇王平時人也、……及陽岡王即位、〇陽岡王は嬰陽王溫達奏曰、惟新羅割我漢北之地爲郡縣、百姓痛恨、未嘗忘父母之國、願大王不以愚不肖、授之以兵、一往必還吾地、王許焉、臨行誓曰、雞立峴、竹嶺已西、不歸於我、則不返也、遂行、與羅軍戰於阿且城之下、爲流矢所中、路而死、とあるのも、此の戦役に關する記事であるらしく、即ち高句麗の嬰陽王は眞興王から奪はれた領土を回復しようとして北漢山城を攻撃したのである。溫達戦死の地たる阿且城は、史記、百濟紀の蓋鹵王二十一年(高句麗長壽王六十三年、A.D.475)の條に、高句麗軍が北城、北漢山城を攻め、七日にして之を抜き、更に南城(南漢山城、當時の百濟の王都)を陥れて蓋鹵王を生擒したことを叙べ、次に、乃數其罪、縛送於阿且城下、狀之とある阿且城と同じ城であつて、廣開土王の碑文中にも其の名が見える。近年在鮮の松島惇氏が京城と廣州山城(南漢山)との間にある百濟の遺蹟を探查し、京城の往十里の東二邦里餘、東に漢江の流を帶

(一)羅紀の阿達羅尼師今三年の條に開雞立嶺路とあるが、これは同五年の條に開竹嶺とあるのと共に信を措くに足らぬ。

び、北に峨嵯山の險を負うた廣津里の古城を阿且城の遺基であるとせられたのは、正鶴を得た説であらう。⁽¹⁾ たゞ眞平王二十五年の役について考へると、高句麗軍は北漢山城に迫るに當り、先づ臨津江畔の七重城を侵したはずであるのに、其の證左とすべき記事は三國史記に見當らない。これは恐らく史傳の遺漏であらう。

それから眞平王の三十年(A.D.608)にも、高句麗は新羅の北境を侵した。即ち羅紀の同年の條に「王、忠高句麗屢侵封場欲請隋兵以征高麗、命圓光修乞師表、……〔光〕乃述以聞」といひ、次に「二月、高句麗侵北境虜獲八千人、四月、高句麗拔牛鳴山城」とある。しかし牛鳴山城の位置は推定の手がかりとなるものがないから全くわからぬ。眞平王が兵を隋室に乞ふ表を圓光法師に作らせたことは、三國遺事^{四卷}に引いてある古本殊異傳の圓光の傳にも見えてゐるが、乞師の事は羅紀の眞平王三十三年の條に「王遣使隋奉表請師」と見えてゐるから、圓光が表文を作つたのは三十三年であつて、三十年ではあるまい。さすれば其の前に新羅の封疆が屢高句麗に侵されたといふのは、上に述べた二十五年の役と三十年の役とを指したものであらう。

高句麗の娘

兵を隋に乞
うた時期

牛鳴山城

眞平王三十
年に於ける
高句麗の侵
寇

やがて隋の命が革まると、新羅は唐に通じ、眞平王の四十七年(唐高祖武德八

臂城を侵す
(眞平王四十
七年)

七重城高句
麗に侵さる
(善德王七年)

年(A.D.625)には高句麗が朝貢の路を塞ぐことを訴へた。さうして五十一年(唐太宗貞觀三年、A.D.629)に至り、進んで高句麗を侵すに都合のよい機會を得たと見えて、其の舉に出でた。此の役は羅紀の本年の條に「秋八月、王遣大將軍龍春、舒玄、^{信の父、庚}副將軍庚信、侵高句麗、娘臂城、……諸軍乘勝、鼓噪進擊、斬殺五千餘級、其城乃降」といひ、麗紀には榮留王十二年の條に「新羅將軍金庚信來侵東邊、破娘臂城」とある。東邊の文字に依つて推すと、新羅は江原道方面から兵を進めたらしく、隨つて其の攻破した娘臂城は鐵嶺外の比列忽に對して、之と相距ること遠からざる處(德源地方?)にあつた一城ではあるまいかと思はれる。

降つて善德王の時には、七重城外の地が高句麗に侵された。羅紀に「善德王七年(唐太宗貞觀十二年、A.D.638)冬十月、高句麗侵北邊、七重城百姓驚擾入山谷、王命大將軍閔川安集之、十一月、閔川與高句麗兵戰七重城外、克之、殺虜甚多、

といひ、これは前にも述べた如く、眞興王の領土擴張後の新羅の北境が臨津江の畔に達してゐたことを思はしめるものであるが、今ま余は更に他の事實を

〔一〕雜誌朝鮮、一三六號、天正十五年九月、松島博阿且城址考。

参照して、善徳王七年の事件としての此の役並に其の後に於ける新羅と高句麗との關係を考察の對象としようと思ふ。

文武王の比列忽州設置

さしつめ注意を引く事實は、羅紀文武王八年(唐總章元年、A.D.668)の一條

三月、置比列忽州、仍命波珍、汝龍文爲惣管。此の年、丁度百年前に當る眞興王の二十九年(A.D.568)今の高城の地に達忽州を置き、同時に安邊の比列忽州を廢したことがあつたのを思ふと、今回の比列忽州の設置は其の復興州たる位置の(であるとも見られよう。しかし比列忽州は過去百年の間を通じて常に新羅の有であつたのではない。羅紀の文武王十一年の條に、王が唐將薛仁貴の寄書に答へた報書を載せてあるが、其の一節に「又卑列之城、本是新羅之域、高麗打得三十餘年、新羅還得此城、移配百姓、置官守捉、又取此城、還與高麗云々」といひ、所謂卑列之城が文武王八年の紀に見ゆる卑列城州と共に比列忽州の譯字を異にしたるものであるべきことは、曾て津田博士の説破せられたところである。即ち此の文に據ると、比列忽は本と新羅のものであつたのを、高句麗に伐ち取られ、それから三十餘年の後、新羅が之を奪還して其の守備を整へた。然るに唐がまた之を高句麗に與へようとし

卑列城

比列忽高句麗に没す(善徳王七年)

達忽高句麗に没す(善徳王七年)

たといふのであつて、文武王八年に於ける比列忽州の設置は、此の奪還の事實に依つて説明せらるべきであらう。ところで善徳王七年(唐貞觀十二年)は文武王八年から丁度三十年前に當り、其の年、高句麗の軍兵は七重城外に侵入して新羅の將軍陽川に撃破せられたのであるから、比列忽の高句麗に没したのも、之と同時のことであらうと推定せられる。即ち去る貞觀三年(高句麗榮留王十二年、新羅眞平王五十一年)新羅から東邊の娘臂城を侵された高句麗は、九年の後なる此の年(榮留王二十一年)に至つて復讐的の舉に出で、娘臂城と相對する比列忽を陥れ、また七重城にも迫つたのであらう。たゞ比列忽を屠つた同じ兵が、鐵嶺或は三防の險を越えて七重城外に進撃したのか、またさうではなく、相策應する一軍が別に七重城の西北方面から臨津江を渡つて來たのであるか、臆測の可能性はどちらにもあつて、卒かに之を決することはできない。さて眞興王が鐵嶺(高峴)以南の地を高句麗から奪取した後、嶺外の安邊に比列忽州を置いたのは、江原道の裏側の地方を高句麗の侵略から安全にする爲めであつたにちがひない(前章に述べた如く)。然るに八十餘年を経て善徳王

(1)朝鮮歴史地理第一卷眞興王征服地域考二二一—二四頁。

の七年に至り、其の重要な地が再び高句麗の有に歸したとすれば、其の際若くは其の後に於ける新羅の東北境の變動は、たゞそれだけに止まらなかつたのではあるまいか。かう考へて羅紀の善徳王八年の條を見ると、春二月、以何瑟羅^{ハハ}江^ハ羅^ハ爲北小京、命沙湊眞珠鎖^{シハ}之とあるが、これは恐らく此の疑問に答へるもので、即ち去年比列忽と共に何瑟羅の西北達忽^{ハハ}高城^ハを中樞とする地方が高句麗の領内に没したことを暗示してゐるやうである。さうして此の推測に對しては、羅紀太宗武烈王五年^{ハハ}唐太宗顯慶三年^{ハハ}、A.D.658の條に「三月、王、以何瑟羅地連^{ハハ}靺鞨、人不能安、罷京爲州、置都督以鎮之^{ハハ}、又以悉直^{ハハ}爲北鎮^{ハハ}とあるのが、また有力な傍證となる。何瑟羅の地に連なる靺鞨といふのは、高句麗の領内の靺鞨を指したものでなければならず、其の侵寇に惱まされた爲めに北小京を罷めて州とし、且つ悉直^{ハハ}三陟^{ハハ}を北鎮としたとすれば、それより前に嘗て新羅の國境が江陵と相距る遠くない處まで退いてゐたはずであるからである。故に余は善徳王七年^{ハハ}高句麗榮留王二十一年^{ハハ}、A.D.658以後安邊^{ハハ}通川^{ハハ}高城^{ハハ}杆城^{ハハ}襄陽^{ハハ}等の地は高句麗に屬し、襄陽と江陵との間を横互する五臺山の支脈は、此の方面に於ける新羅の北境であつたらうと推定する。

善徳王七年以後に於ける江陵方面の新羅の北境

江原道の内

かう考へて來ると、更に一つの疑問が起る。即ち鐵嶺以南の江原道の内側

側はどうか

はどうかといふ疑問であるが、これについては羅紀の次の記事に注意を拂はねばならぬ。

武烈王二年^{ハハ}唐高宗永徽六年^{ハハ}、A.D.655^{ハハ}春正月、高句麗與百濟靺鞨連兵侵軼我北境、取三十三城、王遣使入唐求援

新羅の三十城、高句麗及び百濟に没す
(武烈王元年)

羅紀の此の一條は、新羅の史料に依つたのではなく、資治通鑑^{ハハ}唐紀一九九の文を其のまゝ取つたものである。舊唐書^{ハハ}九上^{ハハ}一九新羅傳の記載も全く同じだが、通鑑及び舊唐書の本づくところは、武烈王の上表であつて、即ち舊唐書^{ハハ}九上^{ハハ}一九百濟傳には、永徽六年、新羅王金春秋^{ハハ}武烈王^{ハハ}又表稱百濟與高麗靺鞨、侵其北界、已没三十餘城と見え、唐書^{ハハ}二〇百濟傳にも、永徽六年、新羅、訴百濟高麗靺鞨、取北境三十城と記るされてある。随つて新羅の三十餘城が百濟高句麗及び靺鞨靺鞨は高句麗の領内の住民に没したのは、武烈王の二年^{ハハ}永徽六年^{ハハ}ではなく、恐らく其の前年に起つた事件であらうと思はれる。ところで三國史記^{ハハ}七卷四の金歌運傳を見ると、羅紀の遺漏を補ふべき記事がある。即ち、永徽六年^{ハハ}太宗大王^{ハハ}憤百濟

(一)同じ事實を傳へた三國史記卷三五地理志、溟州の條の文には、罷京爲州、置軍主以鎮之とある。

州の長官を都督といつたのは、遙かに降つた元聖王の元年^{ハハ}唐德宗貞元元年^{ハハ}、A.D.785以後であるから、三國史記卷四〇職官志下、外官、此の部分は地理志の方を探るべきである。

新羅百濟の
助川城を取
る
(武烈王二年)

刀比川城

助川城の位
置

眞興王の皮子巡遊碑と新羅の東北境
三四
與高句麗梗邊謀伐之及出師以欲運爲郎幢大監於是宿於家風梳雨沐與士卒
同甘苦抵百濟之地營陽山下欲進攻助川城百濟人乘夜疾驅黎明緣壘而入我軍
驚駭頭沛不能定賊因亂急擊飛矢雨集……欲運拔劍揮之與賊鬪殺數人而死と
いひこれに依つて新羅が百濟に對して復讐の兵を出したことがわかる。「百
濟與高句麗梗邊は三十三城の喪失を意味するのであらうと思はれるからて
ある。金庾信の傳三國史記に永徽六年乙卯秋九月庾信入百濟攻刀比川城克之
とありまた驟徒の傳三國史記に驟徒沙梁人……嘗出家名道玉居實際寺太宗
大王時百濟來伐助川城大王與師出戰未決於是道玉……改名曰驟徒意謂馳驟
而爲徒也乃詣兵部請屬三千幢遂隨軍赴敵場及旗鼓相當持槍劍突陣力鬪殺賊
數人而死とあるのも同じ戰役に關する記事であらう。さて此の永徽六年の
役羅軍は陽山の下に營して百濟の助川城を攻め取らうとしたといふ。今ま
忠清北道永同郡陽山面に近年まで陽山場と呼ばれてゐた松湖里といふ村落
がある。黃淵永同から全羅北道の錦山方面に赴く道に中り北に錦江の流れ
を帯び東南に大王山標高三〇三米突を控へ西南に飛鳳山標高四八一米突を
負うたかなり形勝の地である。さうして錦江の南岸に沿うた上の通路は是
等の二山の北麓を過ぐる。大東輿地圖を見ると松湖里に相當する位置に陽

陽山

三十三城の
中百濟の侵
した方面

高句麗の侵
した方面の
考察

高句麗、新
羅の七重城
を侵す
(武烈王七年)

山といふ古縣の名を標出してあるが此の古縣は三國史記四卷三地理志の永同
郡の條に本郡の二屬縣の一として陽山縣本助比川縣とあるものに他ならぬ
のであるから他の一は黃淵縣即ち今の黃淵今の松湖里が新羅の半島統一後
の陽山縣の古址であり其の地にあつた百濟時代の城が金欲運傳及び驟徒傳
の助川城金庾信傳の刀比川城地理志の助比川縣たることは殆んど疑を容れ
ない。又た金欲運傳に抵百濟之地營陽山下欲進攻助川城とある陽山は陽山
といふ縣名の山來をなした山にちがひないが此の文に依つて推すと今の大
玉山がそれであらうと思はれる。

永徽六年新羅が百濟の助川城に克つたかういふ戦があつてそれが吾人の
問題とする前年の役——三十三城喪失——に酬いたものであつたとすれば
彼の時新羅の失つた若干の城(三十三城の中のもの)もやはり同じ方面の城であら
うと推定して差支へあるまい。しかも南漢江の流域一帶の地方が新羅の有
たる當時高句麗や靺鞨の軍兵が遠く百濟の東境(新羅の西境)に攻めこんだ
と思はれないから其の陥れた諸城は之を他の方面に求めなければならぬ。

高句麗は疑問の諸城を陥れた後六年また新羅の七重城を侵した。羅紀に
武烈王七年(唐顯慶五年 A.D. 660)十一月一日高句麗侵攻七重城軍主匹夫死

匹夫傳の記

といひ、匹夫の傳三國史記には次の詳しい記事がある。

太宗大王武烈王、以百濟高句麗靺鞨相親比爲唇齒、同謀侵奪、求忠勇堪綏禦者、以匹夫爲七重城下縣令、其明年庚申武烈王七年秋七月、王與唐師滅百濟、於是高麗疾我、以冬十月發兵來圍七重城、匹夫守且戰二十餘日、……而士氣疲乏、死傷過半、賊乘風縱火、攻城突入、匹夫與上干本宿謀支美齊等、向賊射飛矢如雨、支體穿破、血流至踵、乃仆而死、大王聞之、哭甚痛、追贈級資、

武烈王は七重城が高句麗に侵さるゝ前一年、王の六年、忠勇にして綏禦の才あるものを此の城の鎮將たらしむるを必要とし、匹夫を拔擢して其の任に當らしめた。さうして王がさういふ處置をしたのは、これよりさき百濟高句麗靺鞨が互に連和して新羅の領土を侵奪したからであるといふが、其の所謂「同謀侵奪」は、王の元年に於ける三十三城の喪夫を意味する文字たること疑ひない。又た羅紀を見ると、王の八年の條に高句麗及び靺鞨の軍兵の侵入に關する次の記事がある。

武烈王八年、唐龍朔元年(A.D.661)五月九日、一云十日高句麗將軍惱音信與靺鞨將軍生偕合軍來攻述川城、不克、移攻北漢山城、列拋車飛石、所當障屋輒壞、

高句麗、新羅の述川城及び北漢山城を侵す
(武烈王八年)

時城内只有男女二千八百人、城主冬陁川能激勵少弱、以敵強大之賊、凡二十餘日、然糧盡力疲、至誠告天、忽有大星、落於賊營、又雷雨以震、賊疑懼、解圍而去、

述川城の位置

述川城は、三國史記五卷三地理志に、一作述川郡、本高句麗述川郡、景德王改名、今高句麗時、川寧郡といひ、また東國輿地勝覽七卷京畿道驪州、古跡の條に、川寧廢縣、本高句麗述川郡、一名省知買、新羅改沂川、高麗改今名、……本朝太宗朝、例爲縣監、睿宗朝廢之、……在州西二十五里と説いてあつて、大東輿地圖を参照すると、驪州の西北約二邦里半、右に南漢江の流れを帶ぶる今の橋谷のあたりが其の古址らしい。もつとも輿地圖に示してある川寧縣の位置は、南漢江とはやゝ隔たつてゐ、且つ本圖には、今日橋谷附近の丘陵地を挾んで各別に南漢江に流入する楊花川(大橋川)と福河川とを縣の近傍に於いて合流させてあるが、これは古今の地形の變化、即ち南漢江の河床が北から南へ移動したのを語るものであらう。要するに高句麗靺鞨の聯合軍が北漢山城を侵すに先つて攻撃したといふ述川城は、驪州に近い處である。さうして驪州は利川(新羅の南川州と原州との中間に位し、また忠州(新羅の國原京)と北漢山城とを聯絡する樞要なる地點である。

三十三城中
高句麗に没
した地方

真興王の戊子巡狩碑と新羅の東北境

三八

さて此の武烈王八年に於ける高句麗の侵寇の事實を例の三十三城の問題に結びつけて考へて見ると、若し當時春川原州等の要地を包含する鐵嶺の南の地方(江原道の表側)が依然として新羅の有であつたならば、高句麗の軍兵が、いきなり驪州に近い述川城を侵して、其の後北漢山城に進撃することは、いはずである。さうして匹夫傳には、七重城が高句麗に侵さるゝ以前の此の城の守備に關して、上に説明を施しておいたやうな文字もあるのであるから、余はまた之を考の中に入れ、武烈王の元年高句麗の新羅から略取した諸城は、鐵嶺以南原州以北の北漢江の流域に屬するもので、それが三十三城の大部分を占めてゐたのであらうと推定する。

かくの如く新羅は善徳王の七年(A.D.638)、鐵嶺外の比列忽並に襄陽以北の江原道の裏側の地を高句麗靺鞨の有に委し去り、更に十六年の後なる武烈王の元年(A.D.654)また其の表側の地方をも失つた。即ち真興王の經略に依つて擴張せられた新羅の領土は、こゝに至つて其の一半を減じたのである。

さて新羅の善徳王の十一年比列忽等の地が高句麗の有となつた後四年、此の年位に即いた高句麗の寶藏王は、百濟を伐たうとして援兵を乞ひに來た善徳王の使者金春秋(後の武烈王)に告げて、竹嶺本是我地分、汝若還竹嶺西北之地、

善徳王七年
及び武烈王
元年に於け
る新羅の領
土の縮小
高句麗側か
ら親た領土
の變遷

述川城攻撃
の目的

百濟及び高
句麗の滅亡

兵可出焉といひ、舊領回復の意圖を直截に示した。舊唐書^{卷一九}の百濟傳に「貞觀十六年、義慈興兵、伐新羅四十餘城、又發兵以守之、與高麗和親、通好、謀欲取党項城、以絶新羅入朝之路、新羅遣使、告急請救、とあるのも同じ年のことと、新羅に對して高句麗と百濟とが連和するやうになつたのは、之を以て始めとする。たゞ党項城⁽¹⁾の略取は實現せられなかつたけれども、百濟との連和に依つて高句麗の期するところは舊領の回復にあつたにちがひない。かくて寶藏王の十三年(新羅武烈王元年)に至り、半ば其の目的を達した。江原道の表側一帯の地方の略取がそれである。さうして更に六年の後寶藏王十九年、武烈王七年、唐顯慶五年(A.D.660)、新羅の七重城を侵し、明年また述川城と北漢山城とを攻めたのは、舊領の他の一半を收復しようとしたものに他ならぬ。

武烈王の七年には新羅の讐敵の一が倒れた。これよりさき、高句麗と百濟とが共に新羅を壓迫したのに對し、新羅は偏へに唐を恃んで頻りに救援を求

(1) 羅紀文武王八年の條に唐將劉仁軌の到來した地として党項津の名が見える。京畿道水原郡の南陽附近に擬すべきであらう(東洋學報第一七卷第一號所載拙稿)唐の高宗の高句麗討滅の役と卑列道多谷道海谷道の稱參照。

めてゐたが、此の年唐は蘇定方を主將とする水軍を百濟に送り、新羅と力を合せて之を滅ぼしたのである。数年の後百濟の殘黨の亂が平ぐと、新羅は高句麗を滅ぼす爲めの兵を唐に請うた。さうして唐の命に依つて助征の兵を出し、文武王の八年(唐總章元年、AD 653)遼東から南下した唐軍と共に平壤城を陥れた。

平壤城の陥落に依つて高句麗の亡びたのは文武王八年の秋九月であるが、新羅は之に先つて善徳王七年以來三十年間高句麗の領内に没してゐた比列忽を收復した。即ち羅紀の本年春三月の條に

置比列忽州、仍命波珍、食龍文爲惣管、

とあり、數年の後文武王が唐將薛仁貴に書を與へた時、其の書の中に「又卑列之城、本是新羅之城、高麗打得三十餘年、新羅還得此城、移配百姓、置官守捉」といつたのが之を説明する文字であることは、既に述べた如くである。思ふに高句麗は唐の大兵を被り、背に腹はかへられず、國南の諸城の守備を撤し、之を西北方面に集中せしめたから、新羅は其の虚に乗じて長い間の争奪の餌食であつた江原道の脊梁山脈の内外の地を略取し、それと同時に比列忽州を復置したのであらう。

比列忽再び
新羅の有と
なる
(文武王八年)

高句麗の淵
淨土、新羅に
投ず(文武
王六年)

もつとも鐵嶺の南の地方の諸城の中には、これよりさき別の事情に依つて新羅の有に歸したものの、あつたらしいことを斷つておかねばならぬ。文武王の六年(唐乾封元年、AD 658)王が高句麗を滅ぼす爲めの兵を唐に請ふたの年を同じくして、高句麗に於いては、權臣泉蓋蘇文死し、其の一族の争に依つて國の内部が亂れてゐたことは、新唐書卷二〇高麗傳に「乾封元年、藏王遣子男福從天子封泰山還、而蓋蘇文死、子男生代爲莫離支、與弟男建、男産相怨、男生據國內城、遣子獻誠入朝求救、蓋蘇文弟淨土亦請割地降」と記るされてゐる如くである。ところで割地を唐に請うたといふ蓋蘇文の弟淨土は、唐には降らないで、却つて新羅に投附した。それは羅紀の此の年(文武王六年)の一條に

高句麗貴臣淵淨土、以城十二、戶七百六十三、口三千五百四十三來投、淨土及從官二十四人、給衣物、糧料、家舍、安置王都州、及州府、其八城完、並遣士卒鎮守、

とあるのでわかる。⁽¹⁾ 思ふに淵淨土⁽²⁾の提げて降つた十二城は、彼れの所領であ

(1) 羅紀の文武王八年(唐總章元年)春の條に「遣元器與淨土入唐、淨土留不歸、元器還」とあるのに依ると淨土は翌々年高句麗の亡びる前に更に唐に投じたのである。

(2) 泉蓋蘇文の泉は唐書卷三二〇高麗傳及び近年支那で發見せられた泉男生墓誌に明記してあ

つたのであらう。さうしてそれを手に入れた新羅は、直ちに士卒を發して其の中の完好なる八城を守備せしめたといふのであるから、當時南漢江の流域が新羅の領域であつたのに對し、十二城の所在が互に隣接する鐵嶺の南の地方であつたことは、殆んど疑を容れない。

かくの如くにして、高句麗の將に滅びんとする頃、新羅の東北境は、善徳王が比列忽州を失つた以前の狀態、即ち眞興王が王の十七年始めて此の州を置いた當時と全く同じくなつた。

高句麗滅亡當時の新羅の東北境

る如く蓋蘇文の一族の姓であるが淵淨土の淵も姓である。朝鮮近世の史家安鼎福が泉淵二字の關係を説明して、新羅記、三國史記、羅紀、高句麗貴臣淵淨土來降通政、文獻通考、云淨土蘇文之弟、然則其姓淵明矣、唐避高祖諱、以淵爲泉、加以陶淵明爲泉明可知矣、といつたのは従ふべきであらう(東史綱目附錄卷上考異)。日本書紀皇極天皇元年の條に高句麗の使者の言を載せ、其中に、大臣伊梨柯須彌殺大王云々とある。これは蓋蘇文が榮留王を弑して寶藏王を立てたことを述べたものであるが蓋蘇文の本來の姓が淵であるとすれば、柯須彌(原音 Kasumi)が蓋蘇文の異譯たると同時に伊梨の字音原音(イ)の淵に近いことを認めなければならぬ(語尾の r とは轉じ易い)。

泉男生の墓誌は洛陽邙山の男生の墓から出土したもので、支那民國東南大學教授柳翼謀氏は史地學報第三卷第三期に於いて我が稻葉岩吉氏は朝鮮史講座第一五號に於いて之を世に紹介した。共に原拓本の寫眞を載せてある。

第五章 新羅一統時代の東北境

文武王の十五年、唐高宗上元二年、A.D. 673は、比列忽州復置の後七年、高句麗滅亡の後五年であるが、羅紀の本年の記事を見ると、

緣安北河設關城、又築鐵關城、

安北河の關城及び鐵關城の築設(文武王十五年)

とある。朝鮮近世の史家安鼎福は、安北河を不明なる河とし、鐵關城には、鐵嶺亦稱鐵關といふ註を施した⁽¹⁾。これは東國輿地勝覽^(九卷四)の安邊府の條に、鐵嶺在府南八十三里、高麗置關門、號鐵關とあるのに依つて、新羅の鐵關城を高麗朝の鐵嶺關に比定したものである。しかし鐵關城は新唐書^(卷三)の新羅傳に、其國連山數十里、有峽、固以鐵關、號關門、新羅常屯弩士數千守之とあるのがそれであらうから、常に數千の兵の屯守してゐたといふ其の城が高峻にして平地の全くない鐵嶺の頂上にあつたとは思はれない。且つ高麗朝の鐵嶺關、即ち鐵嶺の關門は、輿地勝覽^(七卷四)の淮陽府の條に、鐵嶺在府北三十九里、有石城遺基とあるのに依ると、嶺上に設けてあつた石築の長城に對する稱であると見なけ

(1) 東史綱目卷四下。

眞興王の皮子巡狩碑と新羅の東北塔

ればならぬ。故に余は安鼎福の比定に賛意を表しかねる。

四四

其の位置

さて高麗朝の末ではあるが鐵嶺關ならざる鐵關の名が別に史上に見える。高麗史卷四 恭愍王世家十三年(A.D.1364)正月の條に「女眞三善三介等寇忽而原。洪三撒原。賊陷咸州原。守將全以道李熙弄軍走還都指揮使韓方信兵馬使金貴進兵和州原。亦潰退保鐵關和州以北皆沒といひ二月の條に「我太祖成。自西北面引軍至鐵關與韓方信金貴三面進攻三善等大敗之悉復和咸等州」とあるのがそれであつて同じ事實を叙べた龍飛御天歌八章には「鐵關在德源府北十里許」といふ註を加へてある。さうして此の鐵關が德源に近く其の北方の要衝に位置する石築の山城であることは李朝世宗實錄五卷一 地理志に宜川郡(今の德源)の要害として郡北の鐵關山を挙げ高麗史八卷五 地理志の宜州(德源)の條に「要害處有鐵關」といひ輿地勝覽九卷四 の德源府古跡の條に「鐵關在府北十五里石築周一千四百三尺とあるのてわかる。正確なる地圖を検すると德源邑の北方約一邦里半(約十五鮮里)海岸に沿うて文川に赴く街道(安邊會寧街道)の左傍に望徳山といふ著しい山(標高三四六米突)があつて此の街道を扼してゐる。これは疑ひもなく實録地理志の鐵關山であつて鐵關に擬すべき山上の古城址については朝鮮鐵道旅行案内に德源驛の勝地の一として望徳山古城

址驛の東北一里強地形東北に高く西南に低く前に文川の平野を望み東南海に接して展望快濶要害の地なり高麗恭愍王の時三善三介女眞と謀り北邊を侵掠し猖獗を極む李成桂軍を引て此の城に入り奇功を奏したる所にして後年加藤清正の軍北征に際しまたこの城に據りしことあるを證すべき日本風の袖塙壘壁等を遺すと叙べてある。汽車で通ると車窓の内から仰ぎ見ることができる(余の旅した時の實見)。

更に高麗史を検すると鐵關の名は恭愍王以前にも見える。即ち崔怡傳高麗

(1)鐵嶺の名は元の叛王乃顔の餘黨なる哈丹の東使に聯關して高麗史忠烈王世家十四年五月の條十七年正月の條同五月の條(A.D.1298—1299)等に見えるのが最も古く又た關名としては忠定王の元年(元順帝至正九年A.D.1369)李毅が金剛山に遊んだ時の紀行稗事集卷五東遊記の中に「二十四日至淮陽府留一日二十六日踏鐵嶺宿福靈縣鐵嶺國家之要害所謂一夫當關萬夫莫開者也故嶺以東江陵諸州謂之關東至元庚寅高麗忠烈王十六年叛王乃顔之黨哈丹等賊奔北而東自開元諸郡關入關東國家遣萬戶羅裕等領其軍防護鐵關賊劫掠和登以西諸州人民至登州使人登人覘之羅公聞賊來乘關而走故賊如蹈無人之境……今余所見鐵關之險誠使一夫當之雖千萬人仰而攻之不可以歲月得入也羅公眞小膽哉」と記るされてゐる。新羅の眞興王時代の此の山の名が高麗であつたことは第三章に考説した如くであるが其の後何時頃から鐵嶺と呼ばれるやうになつたか之を明かにすべき文獻がない。關城築設の時代もわからぬ。

(2)南滿洲鐵道株式會社京城管理局編第四版一六二—三頁。

蒙古の侵入
と鐵關城

史卷一の高宗八年(A.D.1221)の條に「怡會宰相其第議發南道州郡精勇保勝軍城宜州[○]和州[○]鐵關[○]等要害處以備蒙古といひ、又た兵志[○]八二城堡の章に「高宗九年城宜州和州鐵關凡四旬而畢」とあるもので、此の鐵關が恭愍王世家の鐵關と同じ城であるべきことは、宜和二州との地理的關係から容易に推測せられる。然らば望徳山の鐵關城は、高宗九年蒙古の侵入を禦ぐが爲めに始めて築かれたのであらうか。宜和二州の築城から類推すると、さう見ることは許されぬ。二州の築城については、兵志城堡の章の別の條に「光宗二十四年(D.571)城和州、一千十四間、門六、水口三、重城一百八十間、及び顯宗七年城宜州六百五十二間、門五」といひ、これが高麗朝の初期に於ける二州城の創築であるのに對し、高宗九年(A.D.1222)の築城は必ず修築でなければならぬからである。(兵志の此の章に修築を單に「城」とした例は外にも多い)。又た鐵關は高麗時代の驛名として高麗史^{二八}兵志の站驛の章にも見え、之を朔方道の高州に屬する二驛の一としてあるが、高州は今の高原であるから、此の驛名が望徳山の鐵關城に因んだものであることは論を俟たぬ。其の地點は、輿地勝覽^{九四}の徳源府の驛院の條に「在府北七里」と記るされてある。李朝時代の鐵關驛と同じであつて、今の關坪里であらう。然るに兵志の站驛の章の記載は、其の道名州名

高麗時代の驛名としての鐵關

徳源は要衝の地

驛名等に依つて考へると、主として高麗朝の中世の状態を傳へたものらしい。随つて鐵關驛の名から城堡としての鐵關の存在を其の時代まで溯らしめることができる。さうして一方には兵志の城堡の章に、高麗朝の初世の間宜州和州等の如き當時の東北境の諸城と相並んで鐵關城の築かれたことを叙べた記事がない。故に余は此の城を新羅時代から存在したものと認むると同時に、之と羅紀の同名の城との比定を敢てしようと思ふ。

徳源の北方約一邦里半の望徳山が安邊文川間の海岸道を扼する天然の要害であるのに對し、徳源も亦た此の方面に於ける要衝の地である。なぜかといふに、徳源から北に向はず、西に岐れる道に由つて徳源郡の中央に聳ゆる馬息嶺を越え、更に本郡と平安南道の陽徳郡との界を劃する阿虎飛嶺を踰える。と、陽徳成川江東を経て平壤に達する。さうして徳源を分岐點とする此の道は、北鮮の東西を聯絡する主要なる交通線の一であるからである。馬息嶺の附近の山に源を發し、望徳山の南の盆地關坪里及び浮山里の地を過ぎて東海に注ぐ川を北面川といふ。北面川の南にも亦た望徳といふ小山(標高一九一)米突があつて鐵關の望徳山と南北相對峙してゐる。徳源邑は此の小望徳山の東南麓に位し、東麓の部落を城北里といふ。さうして西麓には徳源の高麗

北面川

高麗の宜州城

安北河の關城

二關城を設けた理山

眞興王の戊子巡狩碑と新羅の東北境

四八

時代の稱を傳へた宜州里といふ部落もある。上に引いた高麗史兵志の文に「顯宗七年〔A.D.1016〕城宜州六百五十二間門五」とある宜州城は、小望徳山に據つて築かれたのであらう。かくの如く鐵關城址の存する望徳山と徳源の北面川の畔の望徳山とは、相呼應する要衝であるから、羅紀の文武王十五年の一條「緣安北河設關城、又築鐵關城は、兩望徳山に於ける同時の築城を意味するものと見て差支へあるまい。〔安北河に比定すべき河は北面川であらう。〕 又た高麗の宜州城は新羅時代からあつた舊城を改築したのであらう。

比列忽州復置の後七年、新羅は此の州と相去る遠からざる徳源の地にかくの如き防禦的設備を施した。其の目的は靺鞨の侵入する道路を扼する爲めであつたのであつて、羅紀の文武王十五年の條に「靺鞨入阿達城劫掠城主素那逆戰死之」とあり、また「靺鞨又圍赤木城滅之、縣令脫起率百姓拒之、力竭俱死」とあるのは、其の證とすべき記事である。此のことは他の論文の中に詳しく述べるからこゝには略する。

鐵關城及び安北河の關城の築設に次いで、羅紀の文武王二十一年正月の條に

泉井郡の故地略有と炭項關門築設(文武王二十一年)

泉井郡及び炭項關門を徳源に擬する説

沙滄武仙率精兵三千以戍比列忽、といひ、又た三國史記^{五三}地理志に、井泉郡、本高句麗泉井郡、文武王二十一年取之、景德王改名築炭項關門、今湧州、とあるのが吾人の注意を惹く。文武王二十一年(王の末年)は唐の高宗の開耀元年(A.D.681)に當り、高宗が平壤の安東都護府を遼東に移して遼東以外の高句麗の舊領を放擲した後五年である。さて安鼎福は是等の記事を結合して、遣沙滄武仙率精兵三千取泉井郡、改稱井泉、^{深今}因以兵戍比列忽、といひ、また、^{新羅}北界止於井泉郡、景德王築炭項關門、疑今徳源府鐵關之地也、ともいつた。^{増補}文獻備考^{卷一八}輿地考^四に、井泉郡、景德王築炭項關門、今徳源府北十五里、有古鐵關基、疑是と説いてあるのは、此の見を踏襲したものと認められる。しかし炭項關門の築かれたのは、文武王の二十一年、高句麗時代の泉井郡の地が新たに新羅の領内にはいつた其の際であつて、景德王の時にはたゞ泉井郡の名を井泉

(1) 遼からず發表すべき拙稿、高句麗滅亡後の唐と新羅との關係第五章。

(2) 東史綱目卷四下、文武王二十一年の條。

(3) 東史綱目附錄下、地理考、新羅疆域考。

郡と改めたのに過ぎないのであらう、新羅の郡縣の改稱は、景德王の時、一律に行はれたのであるから、地理志の上の文はかう解釋すべく、文の表面からのみ見た安鼎福の説明は、まちがつてゐるやうである。のみならず、炭項關門の築設せられた泉井郡の地が今の徳源附近であるかどうかは疑問である。

三國史記の撰者金富軾は、高句麗時代に泉井郡といつた新羅の井泉郡を、史記編纂當時(高麗仁宗の時)の湧州であるとした。之に對して其の後の沿革を附け加へたのは、高麗史八卷五地理志の宜州の條、李朝世宗實錄五卷一地理志の宜川郡の條、東國輿地勝覽九卷四の徳源都護府の建置沿革の條等であつて、是等の記事に依ると、高麗朝の前半の時代の湧州が李朝世宗十九年以後の徳源であることには、一點の疑ひもない。さうして、輿地勝覽の徳源府の古跡の條には、「古井泉城、在府北十五里、石築、周四千三百二十二尺、今廢」とあるが、これは同じ條に「鐵關、在府北十五里」とあるのと同じ古城を指したものにちがひなく、即ち輿地勝覽編纂當時望徳山の鐵關城は新羅の井泉郡治(高句麗の泉井郡治)の古基と認められてゐたのである。しかし既に考説した如く、文武王十五年に築かれた鐵關城が高麗朝から李朝時代にかけて鐵關と呼ばれてゐた城と同じものであり、又た鐵關城と同時に築かれた安北河の關城は、之を徳源に擬てるこ

高句麗の泉井郡と高麗の湧州

とができるとすれば、數年の後なる文武王二十一年、新たに新羅の有となつた井泉郡の地は、望徳山々城でもなければ、徳源でもないと思ふべきであらう。故に余は炭項關門の築設せられた新羅の井泉郡の地が高麗時代の湧州であるといふ三國史記地理志の所傳を疑ふと同時に、炭項關門の所在を徳源の鐵關附近に求めようとした安鼎福の説にも重きを置かうとせぬ。かくの如くにして井泉郡並に炭項關門の位置は、地理志の記載を離れて他の方面から之を考察せねばならぬ。

さて問題の井泉郡は、三國史記地理志に、朔庭郡と相並べて朔州(江原道春川)の管下の諸郡の末尾に置かれてゐる。朔庭郡は新羅の景德王が高句麗時代からの稱であつた比列忽州をかく改めたもので、高麗時代の登州、即ち今の安邊であるが、其の隣郡たる井泉郡は、渤海國と境を接する新羅の最北の地であ

井泉郡は渤海と境を接す

(2)高麗史地理志に、宜州本高句麗泉井郡、新羅文武王二十一年取之、改爲井泉郡、高麗初稱湧州、成宗十四年置防禦使、後更名今名といひ、李朝實錄地理志に、宜川郡……本高句麗泉井郡、新羅改井泉郡、高麗時稱湧州、成宗乙未置防禦使、後改爲宜州、本朝太宗癸巳、十三年例改今名といひ、輿地勝覽に、本朝太宗十三年例改宜川、世宗十九年改今名、徳源爲郡、二十七年、以穆寬度桓四代御、隄爲都護府とある。

渤海の南境は何處か
渤海國

新羅の聖德王の築いた北境長城

渤海の南境を劃する泥河

つたのである。それは地理志三國史記に引かれた唐の賈耽の古今郡國志の文に「渤海國南海○咸鏡南鴨渌○鴨綠江の流扶餘○高麗柵城○同延吉道四府並是高句麗舊地也、自新羅泉井郡至柵城府凡三十九驛」とあるのてわかる。⁽¹⁾そこで更に問題となるのは、此の方面に於ける新羅と渤海との境界である。

粟末靺鞨の酋長大祚榮は、唐の則天武后の久視元年(A.D.700)長白山の北方なる瑚爾喀河の上流の地に據り、國を振と號した。振國は即ち渤海國であつて、渤海といふのは睿宗の先天二年開元元年(A.D.713)祚榮が渤海郡王に封ぜられてからの國號である。祚榮の子を武藝といひ、此の王は玄宗の開元七年から同二十六年まで在位した(A.D.719-738)。ところで羅紀を見ると、聖德王の二十年の條に「秋七月、徵何瑟羅道丁夫二千、築長城於北境」とある。新羅の聖德王の二十年は開元九年(A.D.721)に當り、武藝即位の第三年であるが、新唐書卷九渤海傳に「武藝立斥大土宇、東北諸夷畏臣之」とあるから、新羅の此の築城は、渤海の南侵に對する防禦的設備であつたと見て差支へあるまい(何瑟羅は江原道の江陵である)。又た渤海の南境に關しては、渤海傳に「南與新羅以泥河爲境」といひ、且つ此の國の五京の一なる南京南海府を「新羅道」——新羅に通ずる道——としてある。井泉郡の炭項關門を德源の鐵關であらうとした安鼎福は、また此

渤海の南京南海府
泥河及び長城の所在如何

の泥河に對して「疑亦在德源界内」といつた。⁽²⁾しかも德源の管内のみならず、それより以北の文川、高原の地にも、一國と他國との境界を限るやうな著しい河水はない。さうして渤海の南京南海府が、此の方面の最も樞要なる地點として、今も咸鏡南道の首府となつてゐる成興であるべきことは、殆んど疑ひを容れないところである。⁽³⁾然らば泥河と呼ばれた河水は、高原以北成興以南の相當に大きい或る水流であらねばならぬ。さうして新羅の聖德王が北境の長城を築いた地も、やはり其の附近ではあるまいかと思はれる。⁽⁴⁾

(1) 賈耽は唐の德宗の時の有名な地理學者であつて、古今郡國縣道四夷述四十卷を著した。羅紀に賈耽古今郡國志とあるのは、此の書を指したものにちがひない。新唐書地理志に收めてある賈耽道里記は其の抄録であらうが、羅紀に引かれてある文は見えない。

(2) 東史綱目附錄下地理考新羅疆域考。

(3) 東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第九冊所載拙稿附錄、浦盧毛梁部に就いて参照。

(4) 泥河の名は羅紀の上代の記事の中に屢々見える。祇摩尼師今十四年(A.D.125)の條に「春正月、靺鞨大入北境、殺掠吏民、秋七月、又襲大嶺、柵江陵の大關嶺」過於泥河。王移書百濟請救、百濟遣五將軍助之、賊聞而退といひ、慈悲麻立十一年(A.D.488)の條に「春高句麗與靺鞨襲北邊、悉直城江原道三陟、秋九月、徵何瑟羅同江陵、人年十五已上、築城於泥河」羅紀といひ、昭知麻立十三年(A.D.483)の條に「春二月、幸比列城、安邊、存撫軍士、賜征袍、三月、高句麗與靺鞨入北邊、取孤鳴等七城、又進軍於彌秩夫、度尙北道與海、我軍與百濟加耶、撥兵分道禦之、賊敗、退追擊破之、泥河、西斬首千餘級」とある。

大正二年咸興憲兵隊本部及び咸鏡南道警務部で編輯發行し、同四年補修再版した咸南誌資料を見ると、永興郡内に存する古長城について、平安南道孟山郡ノ境ヨリ起り、本郡^{興郡}虎島面ノ海岸ニ終り城壁ノ斷續殘存セルモノニシテ、永興、定平ノ二郡ノ境界ヲ形成セル山嶺及宣興、耀德面ノ各嶺東南ニ走り築城シタル形跡アリ。大概石壁ニシテ、或ハ小石ニ混シ工築シタルモノナリ。而シテ大体ノ構築ハ極メテ粗ニシテ、今ヤ石壁崩壞シテ、僅カニ昔日ノ面影ヲ止ムルニ過キス」と記してある。又た朝鮮鐵道旅行案内の咸鏡線、永興驛の條にも「長城、高麗の時、女眞の南侵に備へたる城址にして、今ヤ築壁崩壞、僅に其面影を留むるに過ぎざるも、永興灣頭の虎島より起り、定平の郡界たる金坡嶺一帶の連峯を傳ふて、中央の太白山脈に達し、蜿々として盡くる所を知らざるもの如し」と叙べてある。此の永興郡の長城は、未だ學術的に調査せられてゐないから、目下、其の通過する地點を精密に指示することはできないが、上の咸南誌資料の記事を本書附載の疎略なる古蹟圖に照らし、且つ地形に依つて推すと、大體永興の龍興江と定平の金津川との間の分水山脈を利用して築かれたもので、永興灣の北岸に近き古寧面明場里の一古城（法仁城の稱ある）の附近より起り、古寧面の沿海の山脈の鞍部を北走し、西に轉じて永興、定平

長城の通過する地

金坡嶺

二郡の界を劃する德化嶺、廣城嶺、靜菴山、金坡嶺等を過ぎ、更に西して永興郡の宣興面及び耀德面の山地を横互してゐるやうである。金坡嶺は永興、定平間の通路を扼する峠である。さて宣興面の慈山里——龍興江の上流の一支なる立る端屬川の溪谷——及び耀德面の城里——龍興江の上流の他の一支なる立る石川の溪谷——に、各、著しい古城址の存することは、精確なる實測圖に依つ

いひ同十八年(AD 496)の條に秋七月、高句麗來攻牛山城將軍實竹出擊泥河上破之とある。是等の記事に依ると、泥河と呼ばれた河は新唐書渤海傳に見えるもの、外別に江陵の附近にもあつて新羅の上代に於いては、それが新羅と靺鞨當時靺鞨といふ民族名はないが、この境界を限つてゐたやうである。しかし新羅の歴史がやゝ確實になりはじめる智證王以後に於いて泥河の名は絶えて雜記に見えないのみならず、招知麻立干が比列城比列忽に幸したといふが如きは、疑ひもなく後世捏造せられた事實である。然らば泥河を以て新羅の北境とした羅紀の數條の記事は、渤海傳の泥河を據所とした後世の造作ではあるまいか。殊に慈悲麻立干が何瑟羅人を徵して城を泥河に築いたといふのは、聖德王二十年の北境築城の事實を渤海傳の泥河に結びつけて之を上代に反映せしめたものらしい。我邦疆域考の著者丁若鏞が其の渤海考(疆域考卷五)の中に、案泥河渤海傳の吾我江陵之北泥河水也、新羅慈悲王時徵何瑟羅人築泥河城、又招知王時追擊句麗靺鞨兵于泥河之西、即此地也、渤海新羅既以泥河爲界、則襄陽以北皆渤海之所得也、我邦之襄陽以北蓋自武后末年入于渤海、至玄宗天寶以後、鉄關以南復爲新羅所有と論じたのは、渤海傳の泥河を羅紀の泥河に引きつくと同時に、新羅と渤海との境界に對して勝手な想像を馳せたものである。

てわかる。さうして東國輿地勝覽八卷四永興府古跡の條に「靜邊鎮、在府東六十里、有石城舊基。耀德鎮、在府西一百二十里」とあるのを、大東輿地圖に標出してある靜邊、耀德二鎮の位置に照らすと、慈山里の古城——今日化州城といひ、又た禾州城とも書く——は靜邊鎮に、城里の古城は耀德鎮に比定すべきものである。輿地勝覽に靜邊鎮を、府東六十里としてあるのは、府西六十里の誤りである。靜邊鎮の築設は高麗史八卷五地理志に「靜邊鎮、顯宗二十二年（A.D.1032）置」と見えてゐる。同書八卷八兵志の城堡の章に「靖宗五年（A.D.1039）都兵馬副使朴成傑奏、東路靜邊鎮、蕃賊窺覷之地、請城之、從之」とあるのは、改築或は増築に關する記事であらう。⁽¹⁾若し創設であれば、奏狀の中に靜邊鎮の名を擧げるはずはない。耀德鎮については、地理志に「耀德鎮、一名顯德鎮、顯宗三年（A.D.1012）始築城堡」といひ、兵志の城堡の章には「顯宗十四年（A.D.1023）城耀德鎮、六百三十四間、門六」とも「十八年（A.D.1027）城東北界顯德鎮」ともある。これも兵志の記事は重築を意味するのであらう。かくの如く、龍興江の上流、永興郡の西北方面に於ける靜邊、耀德の二鎮は、高麗の顯宗の時始めて築かれた城である。然らば是等の二城と永興郡の長城との關係はどうかといふに、咸南志資料に「慈山里平川里附近一帶ハ長城ノ一部ニシテ云々」といひ、又た「城里仁上里、重新里ニ圓城長

二鎮の築かれた時代

二鎮と長城との關係

城アリテ、此等ハ皆長城ノ一部ナルカ如シ」と述べてあるから、永興郡の長城の中、宣興、耀德二面に屬する部分は、靜邊鎮址たる慈山里古城及び耀德鎮址たる城里古城の附近を走つてゐるのであらう。即ち靜邊、耀德の二鎮は、其の方面の長城の樞軸をなしてゐるやうである。又た兵志、城堡の章には、鴨綠江の河口の附近に起り、平安威鏡二道の地を東南に横斷して日本海に達する高麗の北境の長城を説明して「德宗二年、命平章事柳詔創置北境關防、起自西海濱古國內城界、鴨綠江入海處、東跨威遠、興化、靜州、寧海、寧德、寧朔、雲州、安水、清塞、平虜、寧遠、定戎、孟州、朔州等十三城、抵耀德、靜邊、和州等三城、東傳于海、延袤千餘里、以石爲城、高各二十五尺」といひ、⁽²⁾其の威鏡道を過ぐる部分を代表する三城として、耀德鎮、靜邊鎮及び和州、今の永興を擧げてある。但し所謂延袤千餘里の大規模の長城は、かくの如く一時に出來あがつたのではない。德宗二年（A.D.1033）柳詔の督役創置したのは、鴨綠江の下流に近い部分に止まり、其の東南の一部分は二年の後なる靖宗元年、平安道の境内に於ける自餘の部分は更に六年の後なる

(1) 高麗史卷九五王龍之傳に「靖宗朝……與都兵馬使朴成傑等奏、東路靜邊鎮、蕃賊窺覷之處、百姓不得安居、請俟農隙築設城池、從之」とあるのは、之に應ずる記事である。

(2) 高麗史卷九四柳詔傳にも同じ記事がある。

靖宗七年に築かれたのである。これは余の曾て考説したところである。す
すれば顯宗朝に於ける靜邊、耀德二鎮の設置は、之を樞軸とする永興郡の西北
部の長城の築造をも含むものと推定して差支へあるまい。即ち是等の鎮城
と其の左右の長城とは略同時にできたのであらう。

永興の前面
の長城の築
かれた時代
如何

かくの如く永興郡の長城の中、其の西北の部分は、高麗の顯宗の時始めて築
かれたものと認められるが、金津川のこなたに於いて永興(高麗時代の和州)の
前面の障壁をなす部分も、これと一律に見なして然るべきであらうか。或は
顯宗以前からあつたものとして、之を新羅の聖德王の築いたといふ、北境長城
に比擬すべきであらうか。此の問題を解決するには、高麗の顯宗の時から新
羅時代に遡つて、其の間の永興以南の地方の形勢を考へて見なければならぬ。

朔庭井泉二
郡に關する
史料の缺乏

羅末の状態

新羅の景德王が國內を九州に分ち、あまねく郡縣の名稱を改めた當時——
聖德王の長城築造の後三十六年——朔庭郡(元の比列忽州)及び井泉郡(元の泉
井郡)が相並んで鐵嶺外の地方に存在したことは、地理志の記載に依つて明か
であるが、其の後新羅の滅ぶるまで百六七十年の久しい間、是等の二郡の名は
絶えて史上に見えない。それほど此の方面に關する史料は缺乏してゐる。
しかし羅紀の憲康王十二年(A.D.886)の條に「北鎮、狄國人入鎮、以片木掛樹而蔽

寶露國及び
黑水國

鶻巖城と黒
水蕃

遂取以獻其木、書十五字、云寶露國與黑水國人共向新羅國和通」といふ記事があ
つて、これに依ると、新羅の末造に屬する憲康王の時には、渤海國と境を接する
井泉郡の地は勿論、鐵嶺山下の朔庭郡も殆んど靺鞨族の跋扈に委せられてゐ
たやうである。高麗史卷八兵志の站驛の章に、朔方道に屬する四十二驛の一
として文州、今の文川の嵐山驛と登州、今の安邊の朔安驛との間に瑞谷の寶龍
驛を擧げてある。輿地勝覽卷九に、瑞谷廢縣は安邊府の西三十五鮮里の處、奉
龍驛は同じく三十鮮里の處にありといひ、奉龍は寶龍に、寶龍は寶露に比定せ
られる。さうして所謂寶露國は黑水國と共に安邊地方(朔庭郡)に割據してゐ
た靺鞨の部族を指したものであらうと思はれるからである。又た高麗史、太
祖世家の元年、新羅景明王二年(A.D.918)八月の條に「朔方鶻巖城帥尹瑄來歸」とい
ひ、同書卷九尹瑄傳には「尹瑄、鹽州道延安人、爲人沉勇、善韜鈴、初以弓裔誅殺無厭、
慮禍及己、遂率其黨、走北邊、聚衆至二千人、至鶻巖城、召黑水蕃衆、久爲邊郡害、及太
祖卽位、率衆來附、北邊以安」とある。即ち鶻巖城主王建が泰封王弓裔に代つて
高麗朝を創めた當時、北邊の一城、鶻巖の附近は黑水と呼ばれた蕃族の住地で

(1) 拙著東京帝國大學文學部紀要第三、「朝鮮平安北道義州郡の西部に於ける高麗時代の古城址」
第四章第四節參照。

盟將與對弱
降の黒水蕃招

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

六〇

あつた。尹瑄の來歸した後高麗の鎮將として其の城に赴いたものは太祖の創業の功臣庚黔彌であつて高麗史^{二八}兵志鎮戍の章に太祖三年三月、以北界鵲巖城數爲北狄所侵、命庚黔彌率開定軍三千至鵲巖於東山築一大城以居、由是北方晏然といひ、同書^{二九}庚黔彌傳にも太祖以北界鵲巖鎮數爲北狄所侵、會諸將議曰、今南兎^{三〇}未滅、北狄可憂、朕寤寐憂懼、欲遣黔彌鎮之、如何、僉曰、可、乃命之、黔彌即日率開定軍三千以行、至鵲巖於東山築大城以居、招集北蕃酋長三百餘人、酒盛設食饗之、乘其醉、脅以威、酋長皆服、遂遣使諸部曰、既得爾酋長、爾等亦宜來服、於是諸部相率來附者千五百人、又歸被虜三千餘人、由是北方晏然、大祖特加褒獎と見えてゐる。さうしてこゝに北蕃の諸部が相率ゐて來附したといふのは、太祖世家の四年二月の條に、黒水酋長高子羅率百七十人來投といひ、同四月の條に、黒水阿於開率二百人來投とあるのに當る。今の京元鐵道線の高山驛(新高山)の附近は、三防に源を發する三防川(安邊の南大川の支流)の溪谷が漸くうち開ける要衝の地であるが、驛の西方十六町ばかりの衛益面新岱里の小山の上に沿革不明の古城址がある。朝鮮古蹟圖譜の編者が新岱里の東鄰の部落名に依つて細浦洞山城と命名したのは、此の古城であつて、本書の解説^{三一}には、咸鏡南道安邊郡衛益面細浦洞にあり、鐵道京元線高山驛の西方にある山の

鵲巖城の位置

黒水蕃の住
地達姑蕃

頂部を圍める石城にして、城内、井の廢址あり、是亦沃沮の遺蹟なるべし、城内多く平瓦を出す、亦當時のものなるが如しと説いてある。又た咸南誌資料に依ると、高山驛を東に距る一里二十餘町鐵嶺山下の高山洞(舊高山驛)にも一基の山城があつて、鐵嶺路を扼してゐるといふ。新岱里の山城は余も特に之を調査したが、石壁の構造、城内發見の瓦片等から見て、低級なる文化の持主であつた漢魏時代の沃沮族の遺蹟であらうとは思はれない。さうして其の平瓦の特殊の文様は、江原道鐵原郡の月井里に近い弓裔の都城址から發見せられる瓦片の其れと酷似してゐる。故に余は此の古城を新羅末の遺蹟と認め、これと鵲巖城との比定を敢てすると同時に、鐵嶺山下の舊高山驛(今の高山里)の山城を庚黔彌の築いたといふ、東山の古城に擬てようと思ふ。^一鵲巖城の位置をかく考定すると、これと境を接してゐた黒水蕃の住地が、安邊の南大川の下流域であつたことは、殆んど疑ひを容れない。又た達姑と呼ばれた靺鞨の一部族については、高麗史太祖世家の四年二月の條に、上記の黒水の酋長高子羅等の來投の記事を承けて、達姑、百七十一人、侵新羅、道山登州、將軍堅權、邀擊大敗

(一)東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第七冊所載拙稿「高麗太祖の經略補考、鵲巖城の所在参照。」

之、匹馬無還者、命賜有功者穀人五十石、新羅王聞之喜、遣使來謝といひ、羅紀の景明王五年(高麗太祖四年)二月の條にも、靺鞨別部達姑衆、來寇北邊、時太祖將堅權鎮朔州、率騎擊、大破之、匹馬不還、王喜、遣使移書、謝於太祖とある。即ち達姑は登州(安邊)を經山して朔州(江原道春川)に侵入したのであるが、これは當時、安邊附近の黒水蕃が漸く庚黔彌の命に従ふやうになつたのに對し、達姑は少しく隔つた地にゐて(德源附近)、未だ歸服するに至らなかつたことを語るものであらう。又た十數年降つて高麗太祖の十九年、太祖は從來争戰を重ね來つた後百濟に最後の打撃を與へんとし、大軍を率ゐて一善郡(慶尙北道善山)に次し、後百濟王神劔の兵と一利川(洛東江を隔て、陣した。此の戰役に聯關してまた高麗の東北境の蕃族の名が史上に見える。高麗軍の編成を叙べた高麗史太祖世家の文に、大相庚黔彌、元尹官茂、官憲等、領黒水、達姑、鉄勒、諸蕃、勁騎九千五百といひ、三國史記卷五甄萱傳に、大匡順式、大相兢俊、王謙、王父黔彌將軍貞順、宗濂等、以鐵騎二萬、少卒三千、及黒水、鐵利、諸道勁騎九千五百、爲中軍とあるのがそれである。庚黔彌傳に依ると、太祖三四年の間邊境の鎮將として黒水蕃の跋扈を壓へた黔彌は、長く其の任に留まらなかつたらしく、太祖八年征西大將軍となつた後は、主として後百濟の經略に従事してゐる。さうして彼れに代つた

後百濟討滅の役に從軍した諸蕃

鎮將の何人であつたかは、明かに之を知ることができないが、邊境の開拓は續いて行はれてゐたにちがひない。一利川の戰に参加した蕃族に、黒水、達姑の外、鐵利、鉄勒と呼ばれたものゝあるのは、さう推測せしむるに充分である。鐵利の住地は黒水及び達姑の其れから推して、德源若くは其の北方とすべきであらう。

黒水、達姑、鐵利の稱

黒水達姑鐵利等の蕃衆の名は、唐代の史籍に見える同名の靺鞨族を聯想せしめる。しかも唐と交渉のあつた靺鞨族は、何れも滿洲の松花江の流域に據つてゐたのであるから、半島の鐵嶺外の蕃族がたとひ等しく靺鞨族であつたにしても、是等と全然無關係なものであることは論を俟たぬ。隨つて彼れと是れとの名稱の一致は、羅末、麗初の事を好むものが、唐の邊外の靺鞨族の名を、半島の東北境の蕃族に適用したのが爲めであると解すべきである。

登州及び湧州

さて高麗史八卷五地理志を見ると、安邊都護府登州の條に、高麗初稱登州、成宗十四年置團練使、顯宗九年更今名といひ、宜州の條に、高麗初稱湧州、成宗十四年置防禦使、後更今名とある。即ち登州(今の安邊)と湧州(今の德源)とは、共に高麗朝の初めに置かれたといふ。たゞ其の年月を詳かにしないが、既述の如く、太

登州建置の年代

東西の経略地の聯絡から見た湧州建置の時期

眞興王の戊子巡狩碑と新羅の東北境

六四

祖四年二月の達姑の侵入に聯關して登州の名の太祖世家に見えるのはそれより前に此の州のあつたことを語るものである。蓋し去年北界の鎮將となつた庚黔弼が、黒水等の部族に對する経略の本據として先づ此の州を置いたのであらう。湧州はどうかといふに、徳源から西に馬息嶺を越え、又た阿虎皮嶺に於いて脊梁山脈を踰える道は陽徳成川を経て平壤に達する。これは半島の北部を横斷する重要な交通線であつて、今日平壤元山街道と稱するものである。高麗の太祖は、即位の元年群臣に論して、平壤古都荒廢雖久、基址尙存而荆棘滋茂、蕃人遊獵於其間、因而侵掠邊邑、爲害大矣、宜徙民實之、以固藩屏、爲百世之利、といひ、鹽州黃海道、白州同白、黃州同黃、海州同海、鳳州同鳳等の民をかく荒廢してゐた平壤城に移し、大都護府の稱を之に與へ、從弟王式廉を其の鎮將とした。高麗朝の初めに於ける西北方面の経略は、之を以て手初めとし、其の後段々進捗して十數年の間に清川江の畔に達したのであつて、それは太祖の二年、黃龍城が龍岡に、三年、牙善城が咸從に、八年、剛徳鎮が成川に、十一年、通徳鎮が肅川に、十二年、安定、安水、興徳の三鎮がそれ、順安、价川、殷山の地に、十三年、安北府城が清川江畔の安州に築かれたことからわかる。さうして二十三年には陽崑鎮が陽徳の西四鮮里の地に築かれたが、これは成川の剛徳鎮と相

文川、高原、永興地方の高麗の有となつた時期和州の前名博平鎮

俟つて、太祖即位以來の東北方面の経略地と平壤地方との聯絡を通じたものと見るべきである。さすれば徳源に於ける湧州の建置は、太祖二十一年以前であると推定して差支へあるまい。次に文川、高原、永興の地が高麗の領土となつたのは、何時であらうか。文川、高原は姑く措き、永興即ち高麗時代の和州については、高麗史地理志に、和州本高勾麗之地、或稱長嶺鎮、或稱唐文唐一作、或稱博平郡、高麗初爲和州、成宗十四年改和州安邊都護府とある。所謂博平郡は地理志の記載の他の例から推して、和州の前名なる博平鎮をかう稱したものとすべきであるが、兵志の城堡の章に依ると、博平鎮の築城は光宗二十四年である。然らば此の築城は永興に於ける鎮城の創設を意味するかといふに、さうではないらしい。高麗史地理志に、孟州一作一本高麗鐵瓮縣、顯宗十年、稱猛州防禦使と記してある鐵瓮縣は鎮の誤稱は、兵志の城堡の章に、定宗二年、鐵甕等の城を築くとあるもので、此の城の位置を示した輿地勝覽の記事及び大東輿地圖を参照すると、永興郡の西北隅平安南道の孟山郡との界上に聳ゆる鐵瓮山の東二邦里餘の處に存する山城里の古城は、其の遺址たること疑ひない（定宗二年は太祖の薨じた後四年である）。又た兵志、城堡の章に、太祖二十年、城順州といひ、兵志の此の記事は、地理志に、順州本高麗靜戎郡、成宗二年、稱順州防

禦使とある靜戎郡は鎮の誤の築設を成宗二年以後の州名に依つて傳へたものにちがひないがかういふ例は兵志に多い、輿地勝覽に順川郡の古邑城(順州)は在郡東一百五里とあるのを大東輿地圖及び現今の地圖に引き合はせると靜戎鎮の所在は孟山鐵瓮山の西麓と殷山との略中央に位置する今の假倉里に當る。さうして永興から鐵瓮山を越えて肅川安州に赴く街道——これも北鮮の東西を聯絡する重要な交通線である——は上の山城里と此の假倉里とを過ぐるのである。して見ると定宗二年永興郡の西北隅の地(山城里)に鐵甕鎮を築いたのは四十年前なる太祖二十年に置かれた靜戎鎮と相俟つて永興地方と殷山興德鎮(肅川通德鎮)安州安北府等の地との聯絡を通じたものでなければならぬ。随つて永興地方は晩くも太祖の末年か定宗の前に二年間在位した惠宗の時には既に高麗の領内に入り其の時そこに或る鎮城が築設せられたのであらうと推測せざるを得ない。然らば兵志にいふところの光宗二十四年の博平鎮の築城は鎮城の創設を意味するものではなく上記の地理志の文に或稱長嶺鎮或稱唐文とある長嶺鎮こそ創設時代の鎮名であらう(文字に意義のない唐文堂文は土名らしい)。また兵志の光宗二十四年の條には博平鎮の築城の記事と相列べて別に城和州一千十四間門六水白三重城

永興地方領有の時期

長嶺鎮

和州

高原、文川地方領有の時期

德寧鎮

姝城

長平鎮

長平鎮の位置

一百八十間ともあるがこれは三つの異つた材料を併用したからにちがひない。さうして博平鎮の築城は恐らく長嶺鎮をかく改名した際の重築であらう。和州は成宗十四年以後の稱であらう。さてかくの如く湧州の建置が太祖二十一年以前であるのに對し永興地方の經略は晩くも惠宗の朝に成りそこに長嶺といふ鎮城が置かれたとすれば彼れと是れとを聯絡する高原文川等の地に特別なる防禦上の設備のなかつたはずはない。随つて地理志に高州古德寧鎮○原註に「云洪源郡とあるは誤りであるから省く」成宗十四年爲高州防禦使とある高原附近の德寧鎮及び文州古稱姝城成宗八年爲文州防禦使とある文川附近の姝城は共に太祖の在位の間に置かれた鎮城であらうと思はれる。然るに兵志の城堡の章を見ると此の推測を確かむべき築城の記事がない。さうして光宗二十年の條に城長平鎮五百三十五間門四とあり同二十四年の條に城高州一千十六間門六とある外別に城長平博平二鎮及高州とあり又た成宗三年の條に城文州五百七十八間門六とある。けれども高原高州文川文州等の地を無城の状態に置きながら先づ長平鎮を築いたとすればそれは事理に反する。なぜかといふに永興の東南四邦里餘龍興江の下流の一支に近き興城里の鎮成峯に山城の遺基が現存する。これは輿地勝覽の永興府の山川の條に鎮成山在府東

高麗太祖の
時の經略區
城

渤海國の滅

四十五里、有石城古基とあるのに當り、さうして別に古跡の條に、長平鎮、在府東四十五里とあるのを大東輿地圖に照すと、兩者の全く同一であることがわかる。即ち鎮、成峯の山城址は、古の長平鎮に他ならぬ。かくの如く長平鎮の位置は、德源永興の間を聯絡する直接の通路に對し、其の東方に偏してゐるのであるから、德源以北の經略が此の鎮城の設置に依つて永興に達したとは思はれない。言ひかへれば、光宗二十年乃至二十四年に於ける長平鎮の築城は、それより前に永興地方が高麗の領内に入り、永興は勿論文川、高原の地にも或る鎮城のあつたことを暗示してゐるやうである。さすれば、さういふ城の築かれた事實の兵志に見えないのは、恐らく所傳の遺漏であつて、光宗二十四年、長平、博平の二鎮及び高州に城いたといふのは、永興以南の地方の防備を完全にしようとして新たに長平鎮を築いた頃、既に太祖時代からあつた長嶺、永興、德寧、高原の二鎮に改築を加へたのを意味するものと解すべきである。成宗二年の文州の築城も、當時妹城と呼ばれてゐた鎮城の重築であらう。要するに太祖時代の東北面の經略は、安邊から出發して永興に至り、其の結果として登湧二州及び妹城、德寧、長嶺の三鎮が置かれたやうである。

新羅の半島統一時代を通じて、滿洲及び半島の北部の靺鞨族が渤海國の治

亡と女眞の
跋扈

下にあつたことはいふまでもないが、瑚爾喀河の上流を本據とする此の國は、高麗太祖の九年(AD.935)契丹(遼)の太祖耶律阿保機に滅ぼされた。國都を陥れた阿保機は、直ちに國名を東丹と改め、——東方の契丹國といふ意味で——皇太子突欲を其の國主として舊土の統治に當らしめた。然るに渤海の遺民は、たやすく契丹の主權に服せず、各地に蜂起した叛亂の平がない間に、阿保機も崩じ、統治の實を擧げることが非常に困難であつたから、阿保機に代つて位に即いた太宗德光は、東丹國の宰相耶律羽之の建議を容れ、高麗太祖の十一年(AD.938)東丹國を遼陽に徙した。そこで渤海の故地は殆んど全く契丹の威制の外に立ち、遺民の高麗の内地に投ずるものが夥しかつたと同時に、渤海の酋帥の有力なるものは、舊時の府州に據り、且つ久しく渤海國の下づみになつてゐた靺鞨は、解放せられた勢力となり、群小割據して、政治上の統一がなくなつた。さうして、此の頃から靺鞨の名がすたれ、契丹人の用ゐた女眞の稱が之に代つた。

高麗に於いては、女眞を東西に區別し、半島の東北面と交渉したものを東女眞、西北面と交渉したものを西女眞といつた。上に述べた二州三鎮の設置は、渤海國滅亡の前後、それ等の地方を占有してゐた女眞部族——即ち黒水、達姑

太祖以後、顯
宗以前の東
女眞に對す
る關係明か
ならず

鐵利など呼ばれた諸部族——に對して、經略を進めた結果にちがひないが、其の後の女眞との關係はどうかといふに、顯宗以前の六王(惠宗、定宗、光宗、景宗、成宗、穆宗)の時代を通じて六十餘年の間(A.D.944—1009)之を明かにすべき記事が史上に乏しく、僅かに高麗史世家の定宗三年九月の條に、東女眞大匡蘇無蓋等來^{○大匡は高麗の興へた職名}、獻馬七百匹及方物云々といひ、穆宗八年正月の條に、東女眞寇登州^{○安}、燒州鎮部落三十餘所、遣將禦之とある(此の女眞は海上から寇したのであらう)のみである。然るに顯宗の時になると、女眞の朝貢來獻等のことを傳へた記事が非常に多く、殆んど枚舉に遑ないくらゐである。但し此の關係は、他の方面の記事に於いても、大體同様であつて、其の理由は、高麗史^{五卷九} 黃周亮傳に、契丹兵陷京城、燒宮闕、書籍盡爲煨燼、周亮奉詔訪問、採掇撰集太祖至穆宗七代事跡共三十六卷以進とあるのに依つて説明せられる。即ち顯宗以前七代の事蹟が著しく貧弱になつたのは、顯宗二年正月、契丹の聖宗が高麗に侵入して開京を陥れ、其の時官庫の記録が煨燼に歸したからである。さて永興の博平鎮を和州安邊都護府と改名したのは、成宗の十四年(A.D.985)であるが、高麗史の顯宗世家を見ると、元年(A.D.1010)五月の條に、流尙書左司郎中河拱辰、和州防禦郎中柳宗子、遠島拱辰、擊東女眞、見敗、宗恨之、會女眞九十五人來朝、至利州、館

顯宗時代の和州

宗盡殺之、故並坐流とある。又た二年五月の條に、東北女眞酋長鈕乙豆率其屬七十人來、獻方物、各賜衣服銀皿といひ、翌年二月の條には、女眞酋長麻戶底率三十姓部落子弟來、獻土馬とあつて、其の三十姓の各の名を擧げ、次に閏十月の條に、女眞毛逸羅鈕乙豆率部落三十姓詣和州乞盟、許之とある。即ち是等の記事に依ると、和州安邊都護府は其の名の如く邊境の重鎮として、東女眞の朝貢を掌つてゐたのであつて、高麗の初め安邊以北の女眞部族を經略して、長嶺鎮を創設した永興の地が、六七十年降つた顯宗の時代に於いても、其の前面の同じ部族と境を接してゐたことは、河拱辰が東女眞を撃つて敗られたといふのもわかる。高麗史^{八卷七} 食貨志の租税の章に、東路高麗^{○高麗}、和興^{○和興}、永興^{○永興}、等州隣於狄境、防禦事殷、未嘗徵稅といふ。靖宗七年(A.D.1041)四月の門下省の奏を載せてあるが、これも此の推測を確かめる。靖宗は顯宗の後を受けた、德宗の次の王である。又た上記の女眞の酋長毛逸羅は、顯宗朝を通じて、靖宗の初年まで屢朝貢來獻し、懷化將軍といふ稱號をも與へられた。さうして顯宗世家の十六年の條に、女眞酋長毛逸羅來朝、以有功、邊圉加授大匡、優賜衣物とあるから、毛逸羅の住地が和州に隣接してゐたことは疑ひない。さて初めの問題にかへり、永興の前面の長城の築かれた時代について考へ

永興の長城

と定平の新
長城

眞興王の戊子巡檢碑と新羅の東北城

て見ると、此の長城は、靖宗十年 (A. D. 1045) 金令器等の築いた定平の長城に對して舊長城と稱すべきものであらう。定平の長城は、輿地勝覽の定平府古跡の條に「古長城、高麗時所築、西踰大嶺、東接都連浦、廣津川、三周其隄、以禦女眞、此乃三關門之地」といひ、又た關北誌の定平縣古蹟の條に「古長城、在縣北鼻白山上、高麗時所築、西踰大嶺、東接咸興、宣德海濱」と記るされてある如く、定平邑の鼻白山を中心として東西に横互するもので、其の基址は今も歴然と遺つてあるが、高麗史、兵志の城堡の章に「靖宗十年、命金令器王寵之、城長州、定州及元興鎮、長州城、定平の西約三郡、即金津川、左岸に存する、豐陽里、古津川、五百七十五間、成六所、曰靜北、高嶺、掃兎、掃蕃、厭川、定遠、定州城、定平邑、八百間、成五所、曰防戍、押胡、弘化、大化、安陸、元興鎮城、左岸に津川の河口の古津川、六百八十三間、成四所、曰來降、歷虜、海門、道安とあるのは、此の長城の築設に關する記事でなければならぬからである。即ち靖宗十年まで和州、永興の前面の長城に於いて限られてゐた高麗の東北境は、定州 (定平) を樞軸とする新長城の築造に依つて、そこまで進められたのである。然るに舊長城に關しては、兵志に其の築設の事實を傳へた特別な記事がない。さうして上述の如く高麗の東北面の經路が太祖の在世の頃から既に永興の地に達しておた以上、それより六七十年降つた顯宗の時になつて始めてそこに長城が築かれた

永興の前面の長城は、聖徳王の築いたものであらう

泥河と金津川との比定

新羅と渤海との境界線

井泉郡治の位置

とは思はれない。してみると其の長城は、顯宗以前、否な恐らく高麗の開國以前からあつたもので、新羅の聖徳王の三十年、新興の渤海國に對して其の南侵に備へる爲めに築かれたらしい北境の長城は、即ちこれであらうと推測せられる。新唐書の渤海傳に「南興新羅以泥河爲境」とある泥河が、高原以北、咸興以南の或る著しい河水であるべきことは、前に指摘しておいたところであるが、其の條件に適合する河水として、長城の走つてゐる分水山脈の北方の金津川を泥河に比擬し得ることも、此の推測を確かめるものである。要するに高麗の太祖から靖宗の時まで其の東北面の限界であつた永興の前面の長城は、新羅の聖徳王の時に築かれたもので、それが新羅と渤海との境界線であつたのである。

さて余は文武王の二十一年新羅の領内に入り、さうして其の後渤海國の興るに及んで此の國と相接するやうになつた新羅の井泉郡の地が高麗時代の湧州今の徳源であるといふ三國史記地理志の所傳を否認し、此の所傳から離れて他の然るべき處に郡の位置を求め、爲めに新羅渤海二國の境界を考察したのであるが、叙上の如くそれが龍興江と金津川との間の分水山脈であつたとすれば、問題の井泉郡は之を龍興江畔の永興に擬すべきではあるまいか。

三國史記地理志の誤

炭頂關門と金坡嶺との比定

炭頂關門と長城との關係

新羅の東北境

永興が渤海の南京南海府の所在地たる咸興に次いで此の方面の要地であること、鐵嶺外の新羅の二郡の他の一なる朔庭郡が鐵嶺に近く今の安邊に位置してゐたこと等を合せ考へると、かゝる比定を敢てするのは決して不當であるまい。即ち余は地理志の井泉郡即湧州を以て、井泉郡即和州の誤りであると信ずるものである。又た上の分水山脈には金坡嶺といふ峠があつて、永興と定平との間の通路を扼してゐるが、文武王が井泉郡の地を取つた時に築いたといふ炭頂關門は、郡の北界の要害の處にちがひないから、金坡嶺を以て此の關門の所在地に擬することができよう。羅紀の文武王二十一年正月の條に、沙滄武仙率精兵三千以戍比列忽とあるのは、比列忽を根據として井泉郡の地を略取した際の出兵の事實を傳へたものであらう。さうして其の後正に四十年聖德王の二十年に至つて築かれた彼の長城は、炭頂關門を中心とする防禦的設備を東西に延長したものであらうと思はれる。

新羅の東北面に於ける渤海との境界が永興の前面の長城であつたにしても、それは二國の對立の時代を通じてさうであつたのではない。即ち前に述べた如く新羅の憲康王の十二年(A.D.886)、寶露國が黑水國人と共に新羅に向

つて和通したといふ所傳の存するのに依つて察すると、鐵嶺外の二郡の地は其の頃既に靺鞨の諸部族の跋扈に委せられてゐたのである。憲康王の十三年は高麗太祖の即位(A.D.918)に先だつこと三十二年、渤海の滅んだのは太祖の九年(A.D.926)である。随つて太祖の在位の間に遂行せられた安邊以北永興以南の地方の經略は、かくの如く憲康王以前から靺鞨族の占有するところとなつてゐた新羅の舊領の回復に外ならぬとすべきである。

續つて三國史記の地理志を見ると、朔庭郡の條に、領縣五、瑞谷縣、本高句麗原谷縣、景德王改名、今因之、蘭山縣、本高句麗昔達縣、景德王改名、今未詳、霜陰縣、本高句麗薩寒縣、景德王改名、今因之、昔山縣、本高句麗加支達縣、景德王改名、今汶山縣、朔谿縣、本高句麗翼谷縣、景德王改名、今因之とあるのに對し、井泉郡の條には、領縣三、森山縣、本高句麗買尸達縣、景德王改名、今未詳、松山縣、本高句麗夫斯達縣、景德王改名、今未詳、幽居縣、本高句麗東墟縣、景德王改名、今未詳といひ、其の屬縣の位置が悉く不明とせられてゐる。即ち三國史記の編者は、古の井泉郡の治所を當時の湧州に擬てたにも拘らず、屬縣の所在は皆目わからぬとしたのである。然るにかういふ例は地理志の他の部分にないから、之を理由づける特別なる事情がなければならぬ。井泉朔庭二郡の地に靺鞨の諸部族が跋扈す

井泉郡が湧州に擬せられた理由

るやうになつたのは、憲康王の十二年以前であるとしても、景德王の郡縣改名以後百三十年の間、何時、どうしてさうなつたかは、新羅と渤海との關係を窺知し得べき史料の絶無である以上、到底解けない謎であるが、井泉郡治の所在が、徳源ではなくて永興であつたとすれば、二郡の各が靺鞨に没した時期には、其の間に相當の隔たりがあつたと見てもよさうである。即ち井泉郡の地は、朔庭郡よりもより久しく靺鞨に没してゐたのではあるまいか。井泉郡の屬縣の位置を悉く不明とした地理志の記載は、恐らく此の間の消息を語るもので、景德王の改名の事實を傳へた新羅の記録に依つて其の名を知り得る井泉郡の屬縣は、それが長く靺鞨に没してゐた爲めに、郡の故地が收復せられた高麗の初め、既に所在のわからぬものとなつてゐたのであらう。さうして郡治其のものもさうであつたのを、地理志の編者は、それが朔庭郡の鄰郡であるといふので、漫然登州の次の邑なる湧州に擬てたらしい。

以上本章に於いて考説したところを統べると、新羅は文武王の十五年(A.D. 521)今の徳源に近き望徳山に鐵關城を築くと同時に、徳源邑にも關城、安北河の關城を設けて比列忽の防備を固くしたが、二十一年(A.D. 681)には、更に進んで

概括

今の永興を中心とする高句麗時代の泉井郡の地を占有し、景德王の時井泉郡と改む。前面の分水嶺には炭項關門と稱する關城を設置した。さうして大祚榮の渤海建國の後二十餘年を経た聖徳王の二十年(A.D. 732)に至り、此の關門を擴張して長城を築いた。これより新羅は長城の北方を流る、金津川(泥河)を以て渤海と境を接し、城川江畔の咸興は、渤海の五京の一なる南京南海府の所在地として、其の國の南邊の要地であつた。然るに降つて新羅の國力の衰へた所謂「下代」の期、宣徳王以後に入り、長城以南の鐵嶺外の地、井泉、朔庭二郡は、いっしか靺鞨族に侵奪せられて、其の末造に至つた。因つて高麗の太祖は開國の初めから此の方面の經略に力を用ゐ、二十六年の在位の間(A.D. 918—943)新羅の舊領を回復した。即ち永興の前面の長城は、こゝに至つて渤海滅亡後の

(1)三國史記卷一〇(新羅本紀)元聖王六年(A.D. 706)の條に「三月、以一吉浪伯魚使北國とある北國は、安鼎福の指摘した如く、渤海を指したものにちがひない(東史綱目卷五上)。又た憲徳王四年(A.D. 815)の條にも、秋九月、遣級浪崇正使北國とある。しかもこれだけでは、兩國の間に通聘のあつたことを知り得るに過ぎない。

(2)新羅の滅びた後、新羅人は其の全時代を三代に區分し、國初より眞徳王までを上代、武烈王より惠恭王までを中代、宣徳王以後を下代といつたといふ三國史記、新羅本紀末尾。

女眞に對する東北面の境界線となつたのである。此の境界線は、其の後約一百年の間固定してゐたが、靖宗十年(A.D.1104)、定平の鼻白山を樞軸とする新長城の築設に依つて、そこまで進み、隨つて咸興地方の女眞部族と直ちに境に接するやうになつた。

靖宗十年以後の高麗の東北境

尹瓘の九城の役(容宗二三年)

第六章 尹瓘の九城の役と黄草嶺碑——結論

靖宗十年(A.D.1104)に於ける定平の新長城の築設に依つて、そこまで進展した高麗の東北境は、二百十四年の後なる高宗四十五年(A.D.1258)、蒙古が双城總管府を永興に置くまで動かさなかつた。しかし此の久しい間に於いて僅かに一兩年に過ぎなかつたとはいへ、高麗が確實に咸興地方を占有したことがある。尹瓘の九城の役として名高い容宗の時の女眞征伐がそれである。

容宗二年(A.D.1110)十二月、高麗の將軍尹瓘は、十七萬の大軍を率ゐて定平の長城外に進撃し、咸興平野に散在する女眞の百三十五村を討平した。さうして其の占有を確實にする爲めに、咸興、福雄、吉の五州城及び公嶮、通泰、眞陽、崇寧の四鎮城を築いた。是等の九城は、八百餘年後の今日、歴然として其の遺址を存し、次の如く比定することができる。

- 1 咸州 咸興邑
- 2 英州 新興郡加平面東興里山城 五老里の北 約二邦里半
- 3 福州 咸興郡上朝陽面塔洞里山城 咸興邑の西 北三邦里餘
- 4 雄州 咸興郡西退潮面城洞里山城 退潮の西北 約二十町

- 5 吉州 咸興郡德山面上岱里山城咸興邑の東北約五里半
- 6 公嶮嶺 咸興郡德山面大德里山城吉州城址の西
- 7 通泰嶺 咸興郡雲田面雲城里山城咸平と雄州城址との中間
- 8 眞陽嶺 咸興郡上岐川面五老里山城五老里の金盤山の
- 9 崇寧嶺 咸興郡川西面上雲興里中峰山城咸平と福州城址との中間

初め高麗は定平の新長城を築き、咸興地方の女眞と境を接して以來、其の諸部落に州名を與へ、其の酋長に官爵を授けて之を羈縻し、長城外の此の地方を殆んど自國の領土の如く考へてゐた。然るに偶ま睿宗の前王肅宗の時に至り、北滿洲の阿勒楚喀を本據とする生女直部の部酋完顏盈歌(金の太祖阿骨打の叔父穆宗と諡す)は、四隣の諸部族を統一し、進んで布爾哈圖、海蘭二河の流域今の間島地方の女眞を討平し了り、更に南に下つて當時曷懶甸と呼ばれた地方——南は定平の長城に接し、東は咸關嶺の山脈に依つて限られてゐる廣義の咸興平野——の女眞を服屬せしめようとしたが、業半ばにして死んだ。さうしてそれは、盈歌に代つて生女直の酋長となつた烏雅東(盈歌の姪、阿骨打の兄康宗と諡す)に依つて遂行せられた。因つて高麗は所謂附籍の女眞を彼れに與ふるに忍びず、睿宗の位に即くに及び、尹瓘を主將とする大軍を起し、極めて

急速に上記の九城の地を占領したのである。然かも此の役は、初めは脱兎の如くにして、後には處女の如きものとなつた。烏雅東の南下せしめた生女直の兵が九城を攻圍し、之と戦つた高麗軍が屢敗れた結果、高麗は完顏氏の講和の議を容れ、睿宗四年(AD1109)七月、九城を放棄し、長城以北、咸關嶺以西の其の地を悉く完顏氏の占有に委し去つた。

英州城

尹瓘の九城の中、占領地の西境に築かれたものは、新興郡(2)加平面の東興里山城に比定せられる英州城である。周圍一邦里ばかりの大きな山城であつて、城内の平地は今も英州洞と呼ばれてゐる。尹瓘は築城と同時に二寺を創立して、護國仁王鎮東普濟といひ、征服地の占領中、自ら此の城に居た。さうして文士林彦をして征服の顛末を記せしめ、之を英州廳の壁に書きつけたが、其の一節に

英州廳の記

嗚呼女眞之頑愚、不量其強弱衆寡之勢、而自取於滅亡、如是、其地方三百里、東

(1) 拙著朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告第一冊、咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城趾及び東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第九冊所載拙稿、完顏氏の曷懶甸經略と尹瓘の九城の役參照。

(2) 大正三年に於ける地方行政區劃改定以前の咸興郡の一部。

至于大海西北介于盖馬山南接于長定二州山川之秀麗土地之膏腴可以居吾民而本勾高麗之所有也其古碑遺跡尙有存焉夫勾高麗失之於前今上宗得之於後豈非天歟

とある。尹瓘は東方の大海、西北の蓋馬山及び南方の長定二州を以て方三百里の征服地の疆界を示した。大海は城川江及び瑚璉川の流入する咸興郡の東南の海、蓋馬山は長白山の南支の漢魏時代の稱に依つて黄草嶺の左右に横互する山脈を指したるもの、長定二州は長州定平邑の西約三邦里半、金津川の左岸にある豊陽里古城及び定州定平邑の附近を走つてゐる長城を意味するのであつて、即ち所謂方三百里は、日本海咸嶺嶺黄草嶺及び定平の長城を四至とする廣義の咸興平野に他ならぬ。ところで特に吾人の注意を惹くのは、此の征服地域内に高句麗の或る古碑があつたといふことであるが、さういふものは咸興地方に於いて未だ曾て發見せられたことがない。さうして李朝の宣祖の頃始めて世に現はれた眞興王の戊子巡境碑即ち所謂黄草嶺碑は、咸興郡内から發見せられた唯一の古碑である。又た高麗史に依ると、尹瓘は碑を公嶮嶺に立て、征服地の界を限つたといふ。即ち尹瓘傳に、瓘又城英福雄吉咸州及公嶮嶺、遂立碑于公嶮嶺以爲界といひ、睿宗世家にも、尹瓘以平定女眞、新築六城、奉表稱賀、立碑于公嶮嶺以爲界至とある。

征服地域内にあつたといふ高句麗の古碑

公嶮嶺の定界碑に関する所傳

九城の中でも、公嶮嶺が後世特に名高く、且つ高麗の末から李朝の初めに互り、尹瓘の征服地をむやみに大きくしようとする特別なる意圖から、鎮城並に其の碑の所在を豆滿江外の地とする架空譚さへ作られたのは、かういふ記事があるからである。⁽²⁾しかし余の實査したところによると、公嶮嶺は吉州(土垠里山城)と咸州(咸興邑)との間に築かれた極めて小さい鉢巻式の山城(大德里山城)であつて、其の地は尹瓘の占領地の限界でない。さうして尹瓘傳及び睿宗世家の立碑の記事は、東文選卷四に收めてある尹瓘の獻功表の文との比較の上から、出所の疑はしいものとして、其の事實を否認することができ⁽³⁾である。から尹瓘が碑を公嶮嶺に立て、界至としたといふ説は、其の占領地が完顔氏の有となり、おのづから公嶮嶺の的確なる位置が高麗人にわからないやうに

(1) 高麗史卷九六尹瓘傳。

(2) 拙著朝鮮總督府大正八年度古蹟調査報告第一冊、咸鏡南道咸興郡に於ける高麗時代の古城址、一六一—二〇頁参照。

(3) 尹瓘傳は、尹瓘の獻功表の文を折半し、其の前半を省略して、瓘又城英福雄吉咸州及公嶮嶺、遂立碑于公嶮嶺、以爲界、遺其子彦種、奉表稱賀といふ簡單なる文字に改めた。さうして睿宗世家の文は之に應ずるものである。しかも碑を公嶮嶺に立て、界至としたといふ事實は獻功表の何れの部分にも見えず、咸興郡に於ける高麗時代の古城址、二六一—二八頁参照。

新羅及び高麗の東北境から見た眞興王の戊子巡境碑

なつてから、彼等の間に行はれた俗傳であらうと思はれる。⁽¹⁾ しかも權が碑を立てたことすら事實でないとするれば、どうしてさういふ俗傳ができたかは、更に説明を要する問題となつて残る。

さて眞興王の戊子巡境碑は、王の二十九年戊子の年(A.D.568)王が管境を巡狩した際の記念碑であるが、當時の新羅の東北の限界は、王の十七年比列忽州の置かれた安邊の南大川の流域であつた。随つて王の巡狩碑が黄草嶺にあるといふのは、どうしてもをかしい。故に余は眞興王が其の碑を立てた處は、當時の東北境に近い鐵嶺の峠(高峴か若くは附近の山であらうと推定した。しかも後世黄草嶺から碑石の發見せられたことが確かな事實である以上、それをどう見るか、問題であるが、眞興王以後に於ける新羅の東北境の變遷は、前の二章に考説した如くであつて、高句麗滅亡以前は勿論、此の國の領土の擴張せられた半島統一時代に於いても、斷じて定平の金津川(泥河)以北に及ばなかつたのであるから、其の間の何等かの機會に、碑石の黄草嶺上に徙さるゝやうなことがあつたとも考へられない。さうしてこれは、また、碑石の本來の堅立地を鐵嶺附近であらうとする余の推定を裏書するものであるといへよう。然るに眞興王が彼れの巡境碑を立てた戊子の年から五百四十年を経て、高麗

眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境

八四

所謂高句麗の古碑及び公驗鎮碑に關する疑問と眞興王碑

咸興地方の女眞と遼との關係

の睿宗の初めに至り、高麗は尹瓘をして遂行せしめた九城の役に依つて、黄草嶺を北方の限界とする咸興平野を完全に占有した。特に繰りかへしていふが、半島統一時代の新羅の後を承けた高麗朝に於いて、其の領土が此の地方に達したのは、これが初めてである。さうして尹瓘自ら占領地の境内にあるといつた高句麗の古碑なるものが、今日まで世に現はれないのが疑問である。同時に、權が定界碑を公驗鎮に立てたといふ事實らしからざる所傳もあつて、しかも共に碑に關するの不思議といへないことはあるまい。然らば黄草嶺から發見せられた戊子巡境碑の祕密を解くべき鍵は、或は此の邊に潜んでゐるのではあるまいか。

尹瓘の女眞征伐の行はるゝ以前、高麗が定平の長城外に屬する咸興地方を自國の特別區域の如く考へてゐたことは、前に述べた如くであるが、こゝに一言しなければならぬのは、此の地方の女眞と遼との關係である。遼の聖宗の統和十三年(高麗成宗十四年、A.D.995)遼將和朔奴は渤海の故都(遼州、今支那にある)の占有者であつた元惹部の女眞の攻伐に失敗し、其のうめ合せの

(1) 拙著咸興郡に於ける高麗時代の古城址、四七一—四八頁参照。

爲めに遼く東南に下つて蒲盧毛朶部を伐ち、高麗の邊外の地を通つて西に還つた。蒲盧毛朶部は三十姓女眞とも呼ばれた咸興地方の女眞の諸部落の總稱であつて、遼の兵力のこゝに及んだのは、これが初めてである。數年の後、耶律烏不呂はまた蒲盧毛朶部を伐ち、次に遼史八卷八大康父傳に「大康父渤海人、開泰間○高麗顯宗十一年 A.D. 1012-1028累官南府宰相、出知黃龍府、善綏撫、東部懷服、榆里底乃部長伯陰、與榆烈比來附、送于朝、且言、蒲盧毛朶界多渤海人、乞取之、詔從其請、康父領兵、至大石河、馳準城、掠數百戶以歸」と記るされてあるやうな出征もあつた。さうして開泰以後に於ける遼と蒲盧毛朶部との關係については、遼史の本紀に次の記事がある。

太平六年 A.D. 1026 高麗顯宗十七年 蒲盧毛朶部多兀惹戶、詔索之、

太平七年 A.D. 1027 高麗顯宗十八年 蒲盧毛朶部遣使來貢、

重熙十年 A.D. 1041 高麗顯宗七年 詔蒲盧毛朶部歸曷蘇館戶之沒入者、使復業、○曷蘇館戶は遼東半島の女眞、

重熙十二年 A.D. 1043 高麗顯宗九年 幹魯、蒲盧毛朶部二使來貢、失期、宥而遣還、

重熙十三年 A.D. 1044 高麗顯宗十年 遣東京留守耶律侯嘑、知黃龍府事耶律歐里斯將兵、

攻蒲盧毛朶部、○東京は遼陽、黃龍府は農安、

重熙十五年 A.D. 1046 高麗顯宗十二年 蒲盧毛朶界曷懶河戶來附、詔撫之、○曷懶河は咸興の城川江、

重熙十七年 A.D. 1048 高麗顯宗十四年 蒲盧毛朶部大王蒲葦、以造舟人來獻、○大王は遼の屬部の大なるもの、

蒲盧毛朶部に關する遼史の是等の記事は甚だ粗略であるけれども、遼の勢力が咸興地方の女眞に及んでゐたことを窺ふには充分である。

九城の役を起した時の遼に對する高麗の態度

高句麗の留士に對する高麗の主張

かくの如く咸興地方の女眞は遼に羈縻せられてゐたから、高麗は九城の役を遂行した時、此の關係を顧慮しないわけにはいかなかつた。高麗史九卷九金仁存傳に「仁存曰、國家初築九城、使告契丹、表稱女眞弓漢里、○吉州城の地、乃我舊地、其居民亦我編氓、近來寇邊不已、故收復而築其城、表辭如是、而弓漢里酋長、多受契丹官職者、故契丹以我爲妄言、其回詔云、遠貢封章、粗陳事勢、其開土地之所屬、戶口之攸歸、已勅有司、俱行檢勘、相次別降指揮、以此思之、國家不還九城、契丹必加責讓とあるのは、明かに其の間の消息を語るものである。又た時代はちがふが、高麗成宗の十二年(遼の聖宗統和十一年 A.D. 983)遼の將軍蕭遜寧(恆德)が大軍を率ゐて高麗の西北境——清川江の西なる大寧江の下流——に侵入した時、成宗の

〔一〕東京帝國大學文學部編滿鮮地理歴史研究報告第九冊所載拙稿「完顔氏の曷懶河經略と尹瓊の九城の役附録、蒲盧毛朶部に就いて」。

命を受けて講和談判の衝に當つた内史侍郎徐熙は、其の間答の間に、高句麗の舊土は自國の有たるべきものであると主張した。即ち高麗史四卷九徐熙傳に「遼寧語熙曰、汝國興新羅地、高句麗之地我所有也、而汝侵蝕之、又與我連壤、而越海事宋、故有今日之師、若割地以獻、而修朝聘、可無事矣、熙曰、非也、我國即高句麗之舊也、故號高麗都平壤、平壤は高麗の西京、若論地界、上國之東京、遼皆在我境、何得謂之侵蝕乎」とある。さうして徐熙の要求は納れられ、これより鴨綠江以東の女眞の地は高麗の有となつた。⁽¹⁾故に余は想ふ、尹瓘は遼の勢力の及んでゐる咸興平野の女眞を征服して、英州以下の九城を築いた時、其の占有を歴史的に理由づける手段として、從來鐵嶺の附近にあつた眞興王の戊子巡境碑を、わざと占領地の北界の要衝なる黃草嶺に徙立したのであらう。彼れが英州廳の壁に、山川之秀麗、土地之膏腴、可以居吾民、而本句高麗之所有也、其古碑遺跡尙有存焉、と書きつけた高句麗の古碑も、實は自ら移した巡境碑其のものを指したのであらう。たゞそれを實物通り新羅の古碑とすれば、もつと都合がよいわけであるのに、さういはずなかつたのは、當時既に相當磨損してゐた碑面を精査することもしないで、之を高句麗のものとして速断したからであらう。それから尹瓘が定界碑を公嶮嶺に立てたといふ所傳の由來も、此の碑にあると見ることがで

問題の解決

きる。なぜかといふに、公嶮嶺は瓘の征略地の限界に築かれた城ではなかつたのであるが、鎮城の命名は易の上家傳に「天險不可升也、地險山川丘陵也、王公設險以守其國、險之時用大矣哉」とあるのに依つたものらしく、咸英、福雄吉の五州、并に四鎮中の通泰、眞陽、崇寧に對して城名の殊にかめしく聞えるのは、此の城である。随つて九城が完顔氏の有となり、——やがて金帝國の領土の一部となり——段々年所を経て、それ等の確なる位置が高麗人の記憶から消え去つた後には、公嶮嶺は専ら其の名稱の上から、瓘の征略地の界を劃する險要の地に築かれた城の如く考へられるやうになつたであらう。さうして一方には瓘が定界碑を立てたといふ所傳、即ち黃草嶺上に徙置せられた定界碑としての戊子巡境碑に關する所傳もあり、彼れと是れとが結びついて、架空の公嶮嶺碑を生み出したものと察せられる。火のない處に煙は立たぬといふわけである。

之を要するに、尹瓘の所謂高句麗の古碑の正體は、北漢山の眞興王巡境碑と東西相對して、本來鐵嶺附近にあつた他の巡境碑(戊子巡境碑)を、彼れの九城の

結語

(1) 同上第五冊所載拙稿「高麗成宗朝に於ける女眞及び契丹との關係」二九—三四頁參照。

眞興王の戊子巡狩碑と新羅の東北境
 九〇
 役の遂行に際して、ことさらに黄草嶺上に鞍かへせしめた其の碑であると同時に、公險鎮碑の正體もこれに他ならぬとすべきである。

年代表表

556		555		554		553		552		551		紀四
子	丙	亥	乙	戌	甲	酉	癸	申	壬	未	辛	支干
眞興王 一七年	眞興王 一六年	眞興王 一五年	眞興王 一四年	眞興王 一三年	眞興王 一二年	眞興王 一一年	眞興王 一〇年	眞興王 九年	眞興王 八年	眞興王 七年	眞興王 六年	新羅
陽原王 一二年	陽原王 一一年	陽原王 一〇年	陽原王 九年	陽原王 八年	陽原王 七年	陽原王 六年	陽原王 五年	陽原王 四年	陽原王 三年	陽原王 二年	陽原王 一年	高句麗
威徳王 三年	威徳王 二年	聖明王 三年	聖明王 二年	聖明王 一年	聖明王 〇年	聖明王 九年	聖明王 八年	聖明王 七年	聖明王 六年	聖明王 五年	聖明王 四年	百濟
梁敬帝 太平元年	梁敬帝 紹泰元年	梁敬帝 承聖三年	梁敬帝 承聖二年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	梁敬帝 承聖元年	支那

年代表表

660	659	658	655	654	639	638	629
庚申	己未	戊午	乙卯	甲寅	己亥	戊戌	己丑
武烈王	武烈王	武烈王	武烈王	武烈王	善德王	善德王	眞平王
七年	六年	五年	二年	元年	八年	七年	五年
○唐を助けて百濟を滅ぼす	○西夫を七重城の領將となす(西夫傳)	○何瑟羅の地味粉に連なるを以て、北小京を地理志)とす(羅紀、地理志)	○百濟の助川城を奪取す(金廣選傳、金廣信傳、徒傳)	○新羅の三十三城、高句麗及び百濟に没す(資治通鑑、舊唐書、新羅傳、新羅傳、舊唐書、百濟傳)	○何瑟羅(江陵)を北小京となす(羅紀)		○大將軍龍春等を遣はし、高句麗の東邊の羅城を攻めて之を降す(羅紀、羅紀)
寶藏王	寶藏王	寶藏王	寶藏王	寶藏王	榮留王	榮留王	榮留王
一九年	一八年	一七年	一四年	一三年	二二年	二二年	十二年
○新羅の七重城を侵す、城將西夫戰歿す(十一月) (羅紀、西夫傳)						○新羅の比列忽(安邊)達(忽(高城)等の地を侵す(著者考定)又七重城(羅紀)を侵して克たす(羅紀、羅紀)	
義慈王	義慈王	義慈王	義慈王	義慈王	武王	武王	武王
二〇年	一九年	一八年	一五年	一四年	四〇年	三九年	三〇年
○百濟亡ぶ(七月)							
唐高宗	唐高宗	唐高宗	永徽六年	唐高宗	唐高宗	貞觀三年	唐太宗
顯慶五年	顯慶四年	顯慶三年	顯慶三年	顯慶三年	貞觀三年	貞觀三年	貞觀三年

625	611	608	604	603	568	561	557
乙酉	辛未	戊辰	甲子	癸亥	戊子	辛巳	丁丑
眞平王	眞平王	眞平王	眞平王	眞平王	眞興王	眞興王	眞興王
四七年	三三年	三〇年	二六年	二五年	二九年	二二年	一八年
○使を唐に遣はし、高句麗の路を塞ぐを詔ふ(羅紀)	○屢、高句麗に侵さるゝを以て、兵を路に乞ふ(羅紀)		○南川州を廢して北漢山州を復置す(羅紀)		○巡狩碑を鐵嶺(?)に建つ(資治通鑑)○北漢山州を廢して南川州(利川)を置き、又比列忽州(高城)を置く(羅紀、地理志)	○巡狩碑を昌寧に建つ(昌寧碑)	○國原(忠州)を小京となす。新州を廢して北漢山州を置く(羅紀)
榮留王	嬰陽王	嬰陽王	嬰陽王	嬰陽王	平原王	平原王	陽原王
八八年	二二年	一九年	一五年	一四年	一〇年	三年	一三年
		○新羅の北境を侵して八千人を虜獲し、又牛鴨山城を拔く(羅紀、羅紀)		○將軍高勝新羅の北漢山城を攻めて克たす(羅紀、羅紀、温達傳)			
武王	武王	武王	武王	武王	威德王	威德王	威德王
二六年	二二年	九年	五年	四年	一五年	八年	四年
唐高祖	隋煬帝	隋煬帝	隋煬帝	隋文帝	陳廢帝	陳文帝	陳武帝
武德八年	大業七年	大業四年	大業四年	仁壽三年	光武二年	天嘉二年	永定元年

721	700	681	675	新羅一統時代			668	666	661
西 辛 二十一年	子 庚 九年	巳 辛 二十一年	亥 乙 一十五年	辰 戊 八年	寅 丙 六年	酉 辛 八年	辰 戊 八年	寅 丙 六年	酉 辛 八年
聖德王	孝昭王	文武王	文武王	文武王	文武王	武烈王	文武王	文武王	武烈王
○何瑟羅道の丁夫二千を徴し、長城を北境に築く(羅紀)	○渤海國の始祖大祚榮、瑚爾喀河の上流に據り、國を振と號す	○高句麗の泉井郡の故地を略有し、炭項關門を築く(地理志、羅紀)	○安北河に緣りて關城を設け、又た鐵關城を築く(羅紀)	○北列忽州を復置す(三月)(羅紀) ○唐兵を助けて高句麗を滅ぼす(九月)	○泉蓋蘇文の弟淨土、十二城を擡げて新羅に投ず(羅紀)	○高句麗及び桂林の軍兵、遼川城を攻めて克たず、轉じて北漢山城を攻め、また克たずして退く(羅紀、麗紀)	○高句麗を復置す(三月)(羅紀) ○唐兵を助けて高句麗を滅ぼす(九月)	○泉蓋蘇文の弟淨土、十二城を擡げて新羅に投ず(羅紀)	○高句麗及び桂林の軍兵、遼川城を攻めて克たず、轉じて北漢山城を攻め、また克たずして退く(羅紀、麗紀)
唐高宗 上元二年	唐高宗 開耀元年	唐高宗 開耀元年	唐高宗 上元二年	唐高宗 總章元年	唐高宗 乾封元年	唐高宗 龍朔元年	唐高宗 總章元年	唐高宗 乾封元年	唐高宗 龍朔元年

935	926	921	920	918	886	757
未 乙 九年	戊 丙 三年	巳 辛 五年	辰 庚 四年	寅 戊 二年	午 丙 十二年	酉 丁 十六年
景順王	景哀王	景明王	景明王	景明王	憲康王	景德王
○新羅亡ぶ					○狄人北嶺に來り、寶露國及び黑水國の、新羅に和通せむとするを告ぐ(羅紀)	○國內を九州に分ち、郡縣の名を改む(羅紀、地理志)
高麗太祖 一八年	高麗太祖 九年	高麗太祖 四年	高麗太祖 三年	高麗太祖 元年	高麗太祖 元年	高麗太祖 元年
○新羅の敬順王來り降る	○渤海國亡ぶ	○黑水の諸酋與對勁に降る○遼姑蘇、登州を経て南侵し、朔州の守將堅權に破らる	○庚對勁を鶻巖城の領將となす	○鶻巖城主尹璋來附す		
遼太宗 天顯二年	遼太祖 天顯元年	遼太祖 神冊六年	遼太祖 神冊五年	遼太祖 神冊三年	唐僖宗 光啓二年	唐肅宗 至德二年

高麗時代

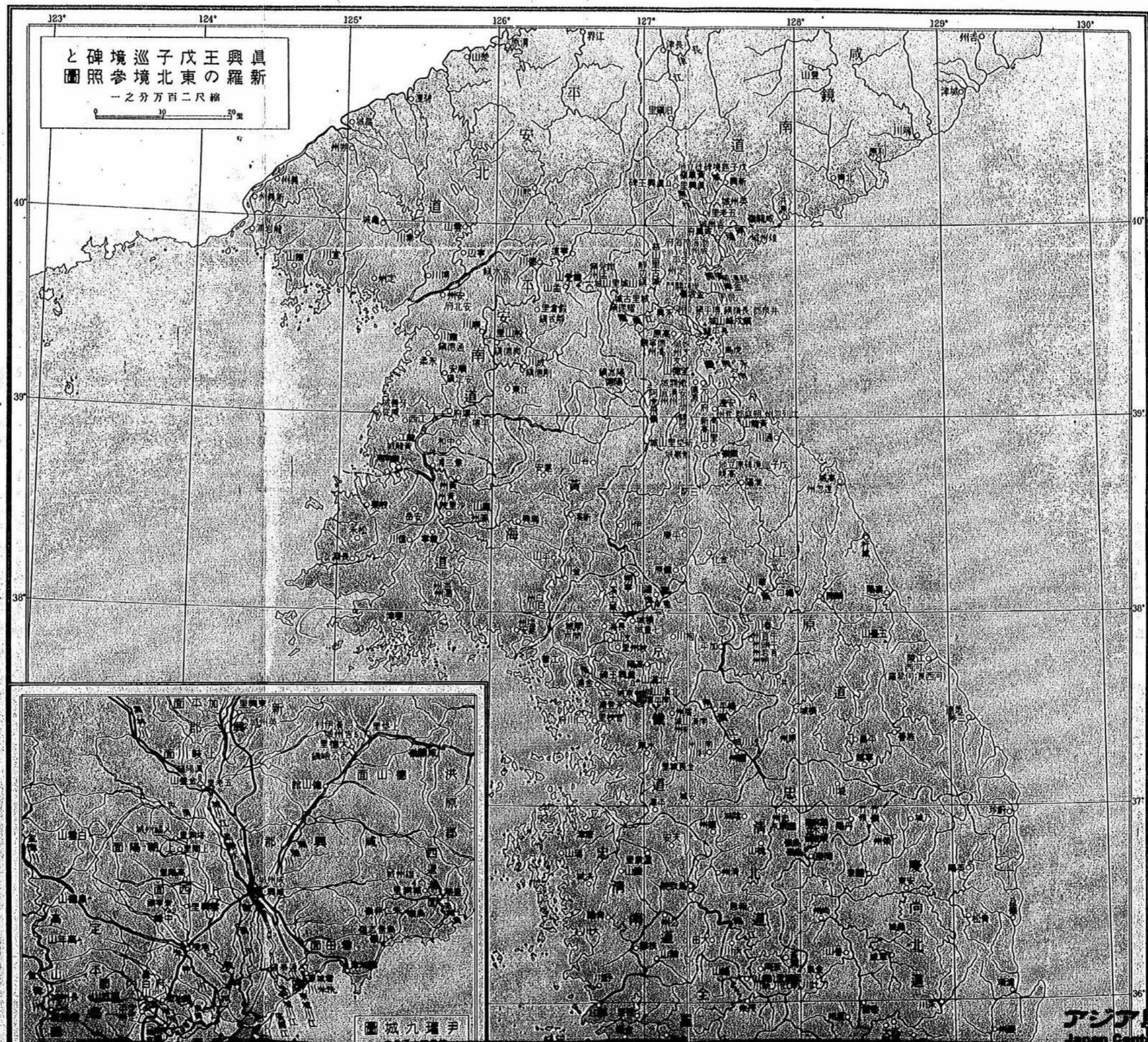
1044	1012	1011	1010	1005	948	936
甲申 一〇年	壬子 三年	辛亥 二年	庚戌 元年	乙巳 八年	戊申 三年	丙申 一九年
眞宗	眞宗	眞宗	眞宗	眞宗	眞宗	太祖
○金合器・王祖之等、長・定二州及び之を輻軸とする長城を築く	○女眞の酋長麻尸底、三十姓部落の子弟を率ゐて來獻す○女眞の酋長毛逸羅・祖乙豆等、三十姓部落を率ゐて和州に來り、盟を乞ふ	○東北女眞の酋長祖乙豆等來獻す	○和州防禦郎中柳宗等を遠島に流す。是れよりさき、和州の館に至りて朝貢せむとしたる女眞を殺せるが爲めなり	○東女眞登州に寇す	○東女眞の酋長蘇無蓋等來獻す	○後百濟を滅ぼす
遼興宗 重熙三年	遼聖宗 開泰元年	遼聖宗 統和元年	遼聖宗 統和六年	遼聖宗 統和三年	遼世宗 天祿二年	遼太宗 天顯二年

1109	1108	1107
己未 四年	戊子 三年	丁亥 二年
眞宗	眞宗	眞宗
○九城の兵を撤して長城外の地を棄つ(七月)	○尹璣成興平野の女眞を討平して九城を築く	○尹璣大軍を率ゐて定平の長城外に進撃す(十二月)
遼天祚帝 乾統九年	遼天祚帝 乾統八年	遼天祚帝 乾統七年

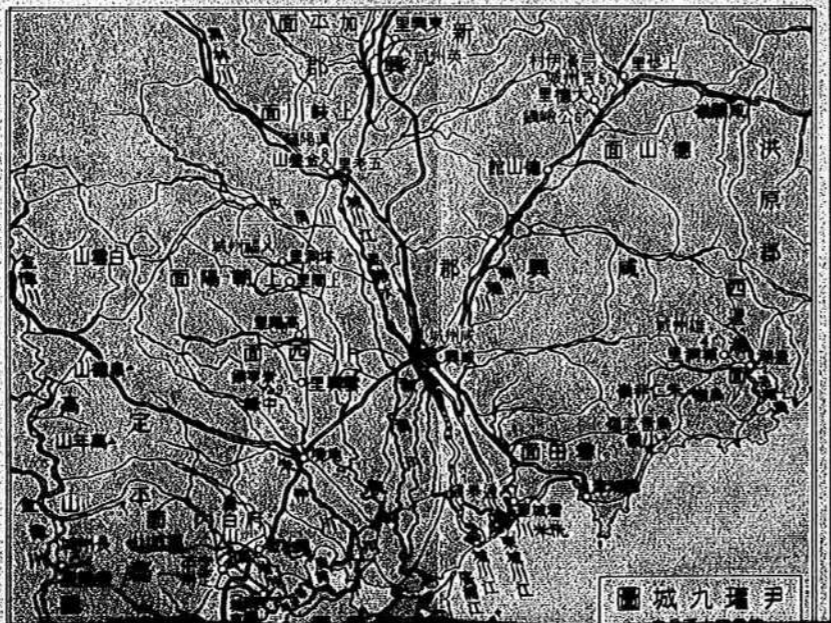
眞興王の戊子巡境碑と新羅の東北境終



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



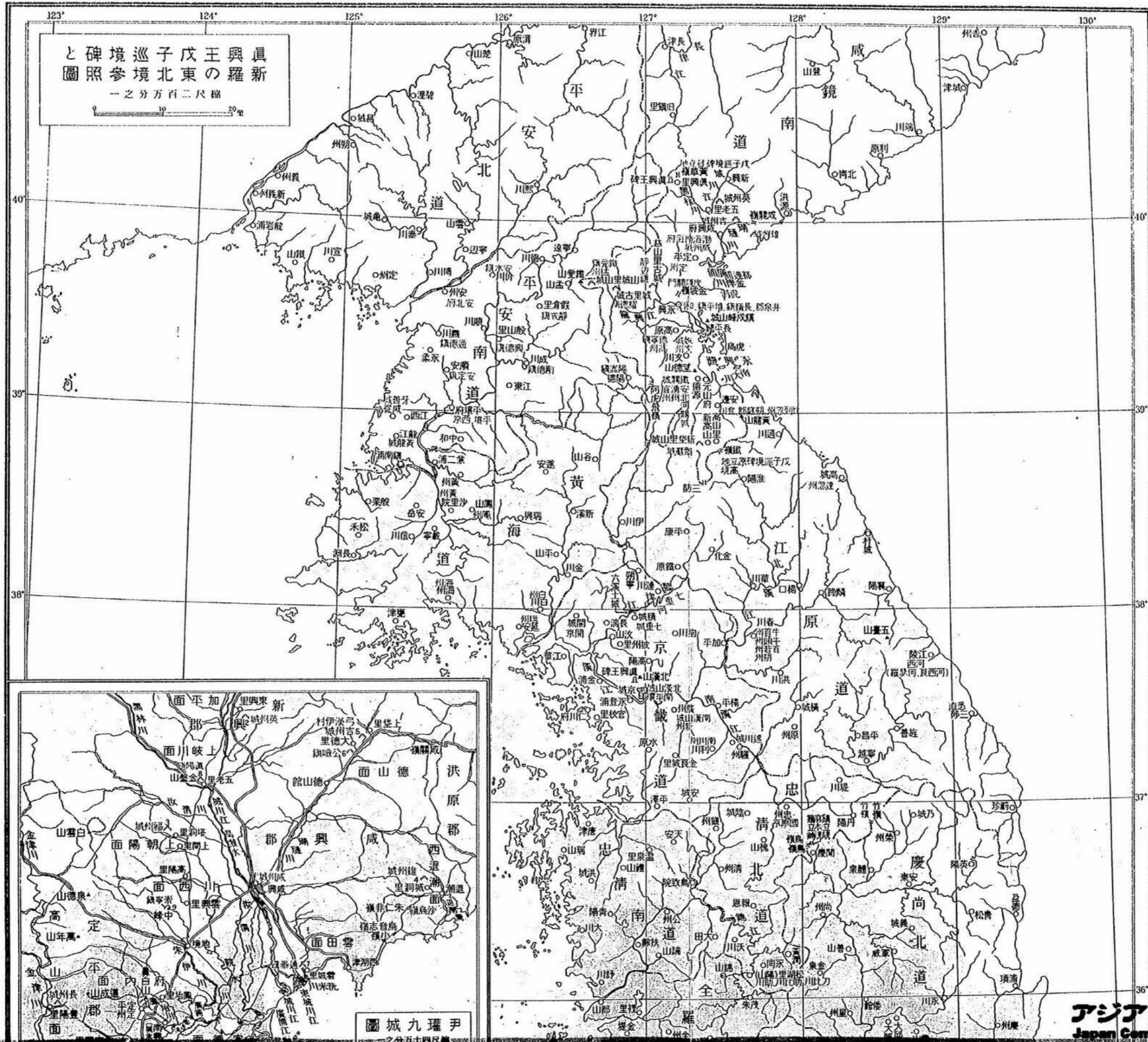
と碑境巡子戊王興真
 圖照參境北東の羅新
 一之分万百二尺縮



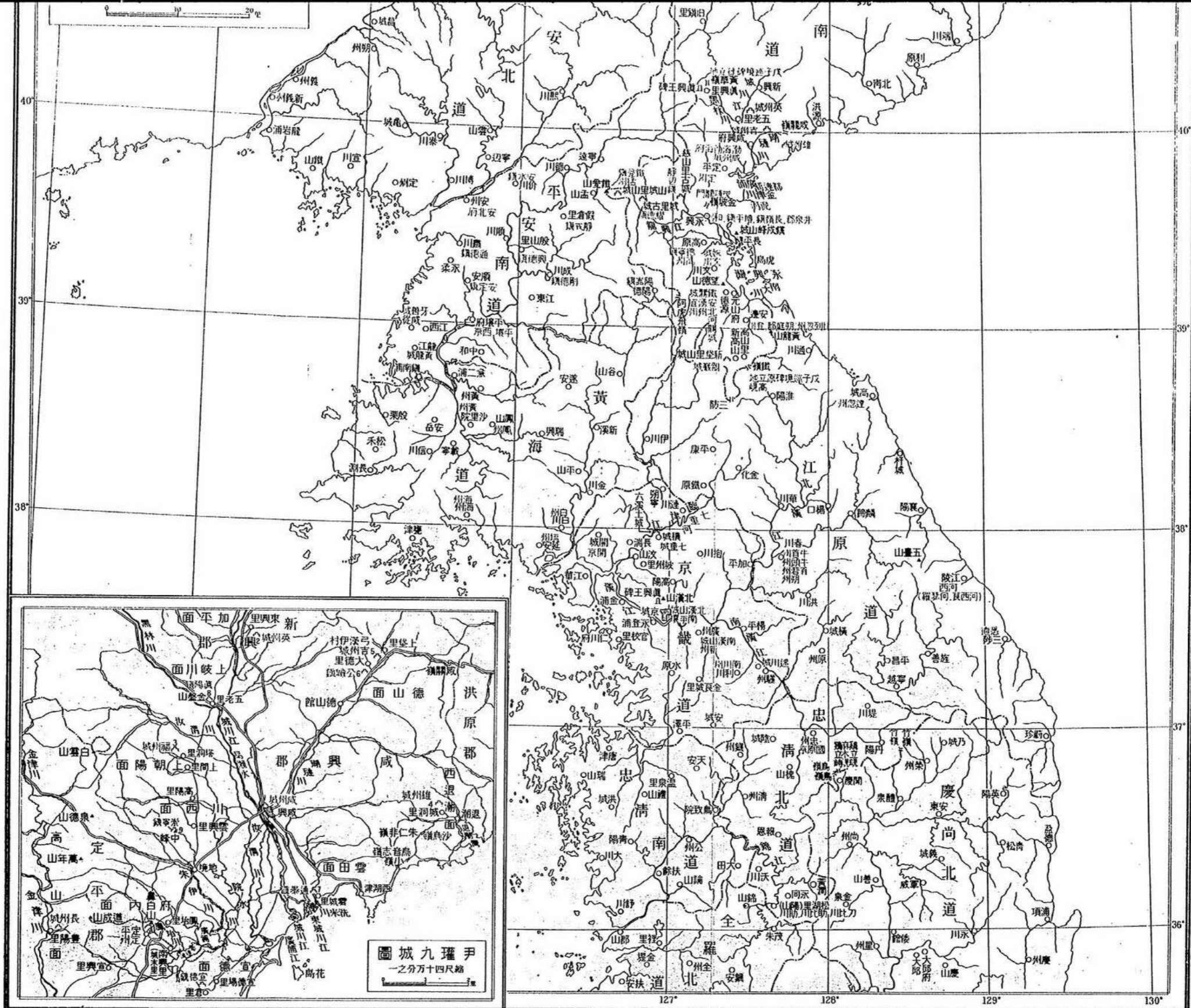
圖城九蓮手

露光量違いにより重複撮影

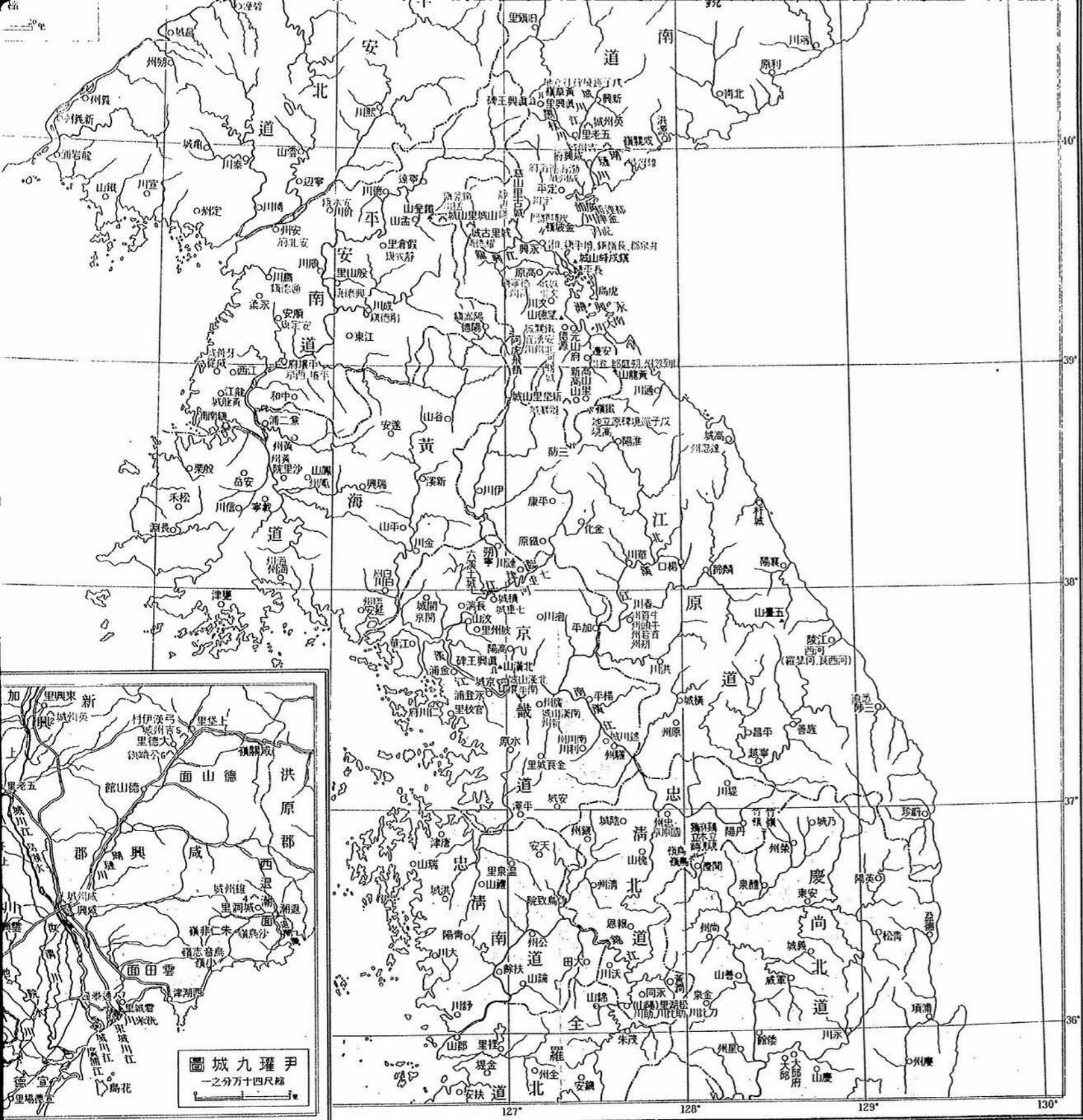
0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



露光量違いにより重複撮影



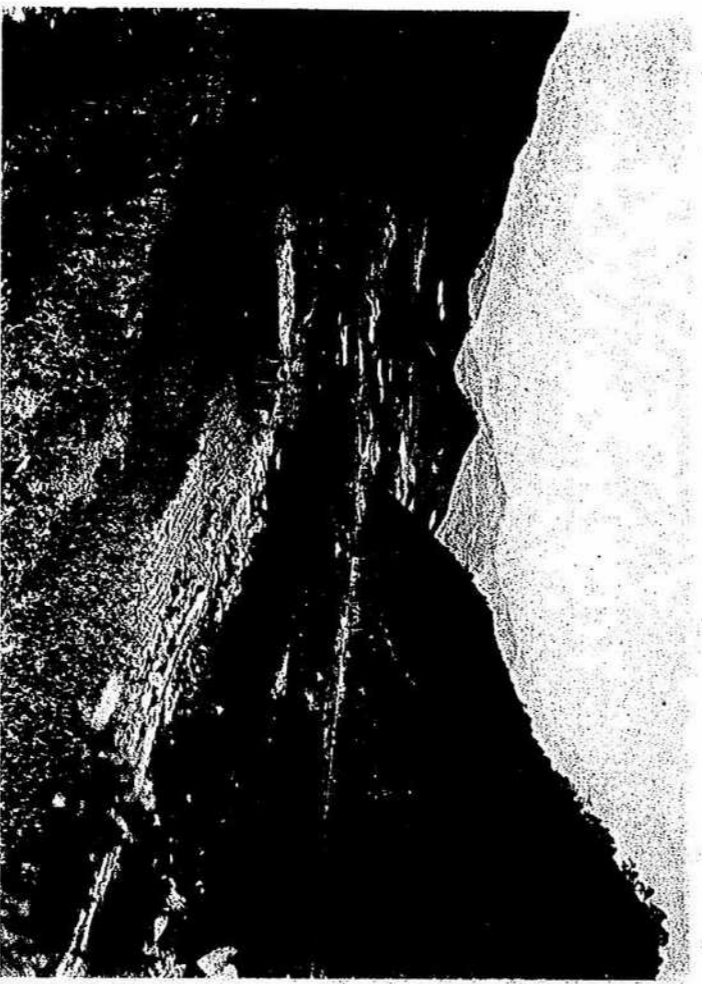
露光量違いにより重複撮影



圖城九羅尹
一之分万十四尺縮

圖
版

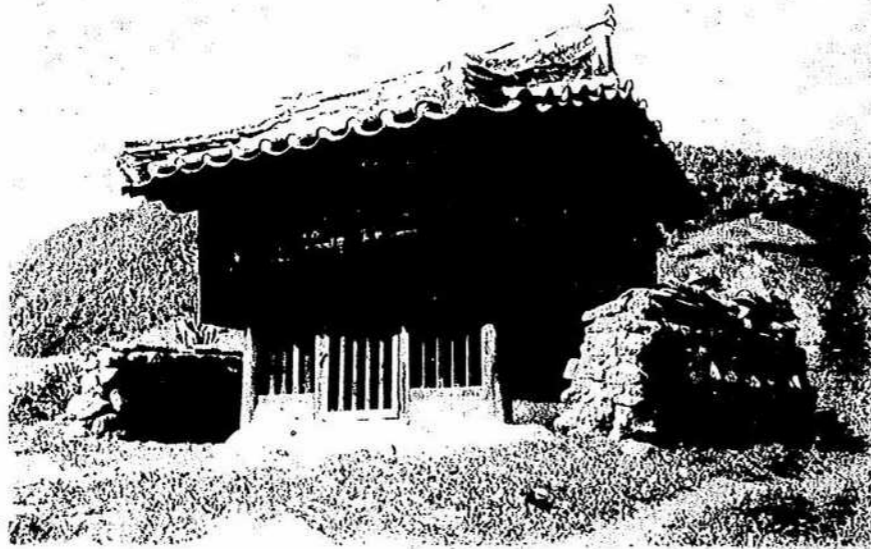
圖版 第一



實興王皮子巡按碑所在地より望草嶺之密也

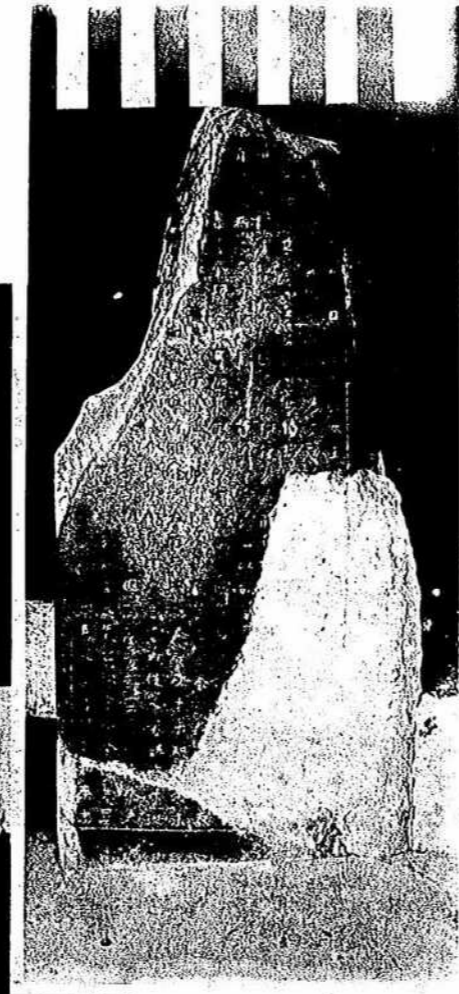


1 成興郡真興里に於ける真興王戊子巡境碑



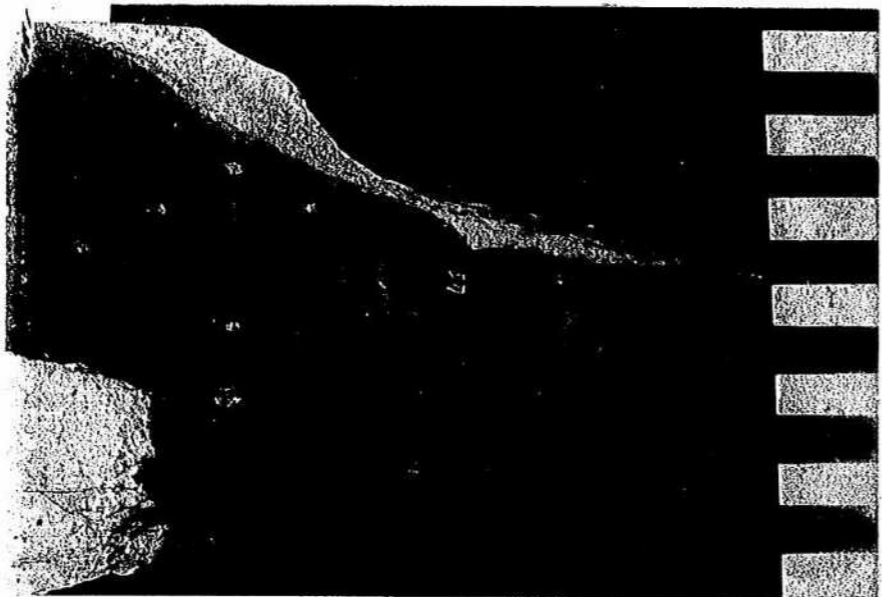
2 同上碑閣

2 定安縣石碑移置記

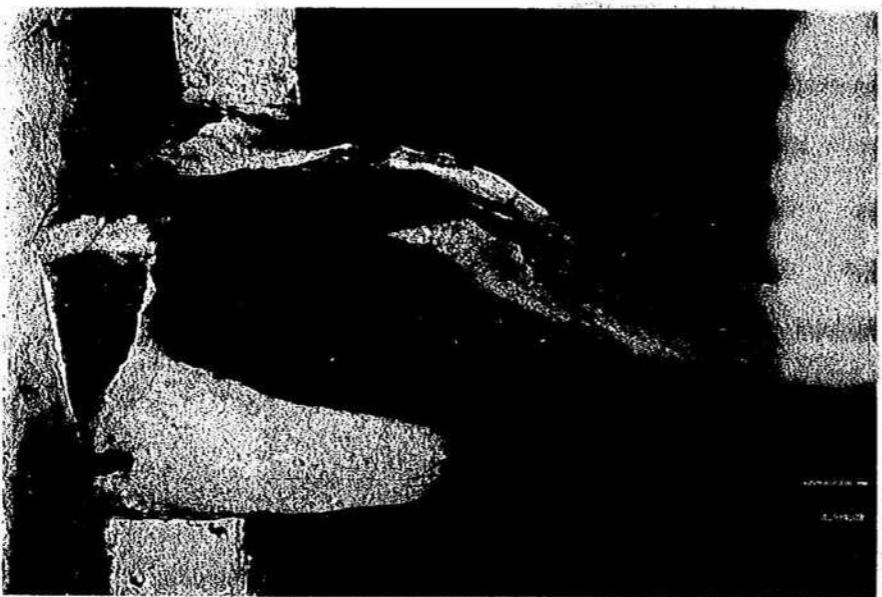


1 戊子巡境碑正面

圖版第四

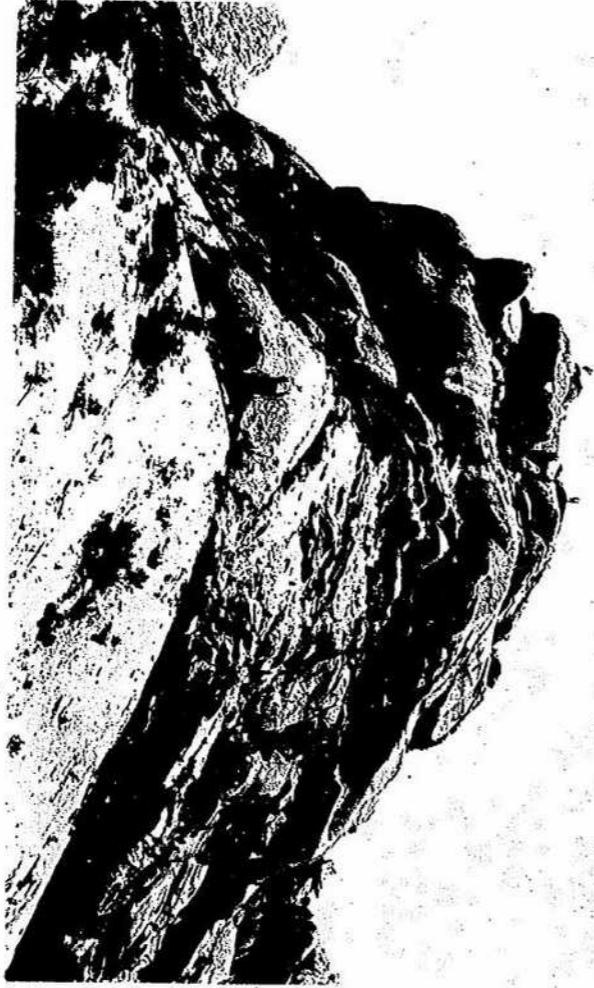


2 同上正面上部



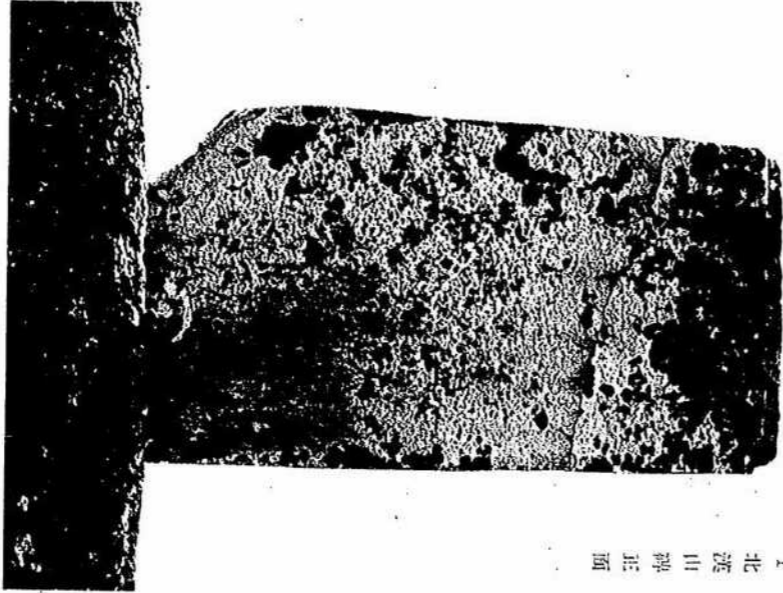
1 皮子巡按碑正面及左側面

圖版第五

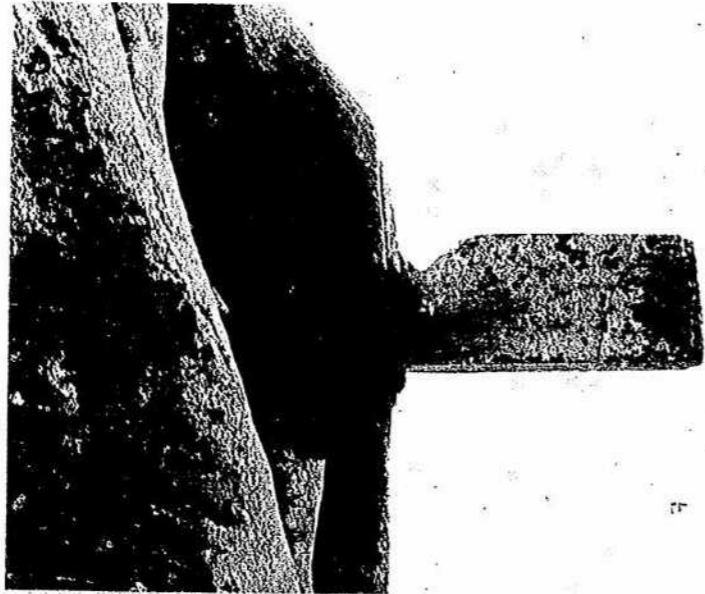


高陽郡北波山の神峰に於ける眞興王巡遊碑

圖版第六

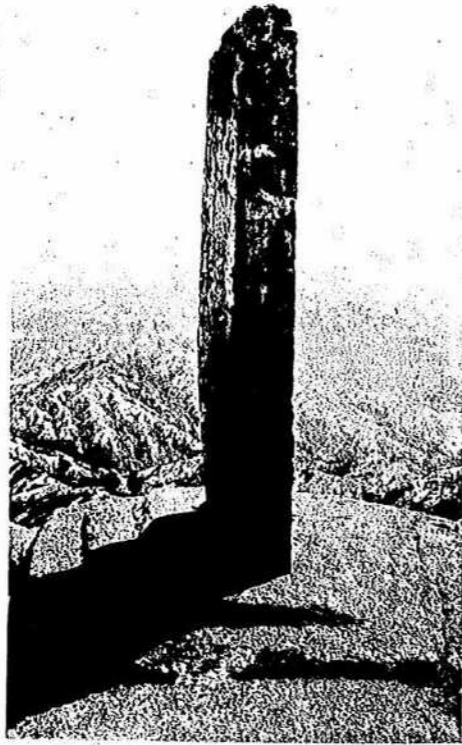


1 北漢山碑背面

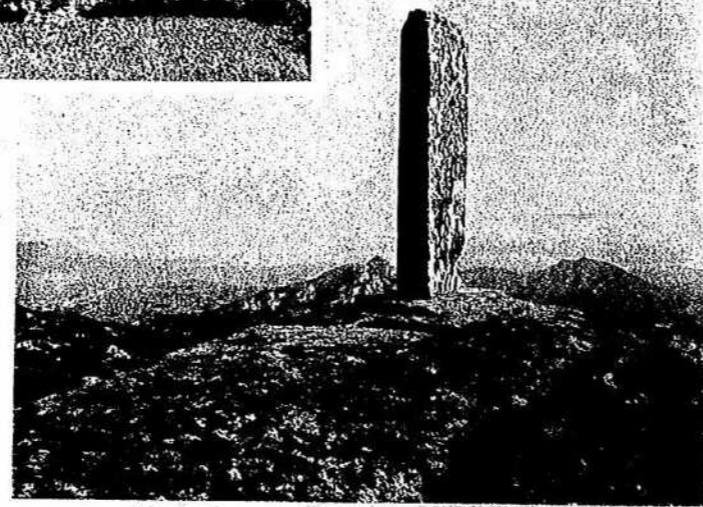


2 東漢山碑背面

圖版第七



1 北漢山碑東側面



2 北漢山碑東側面及石基面

北漢山碑拓本



圖版第八

圖版 第九



昌寧郡昌寧邑に於ける眞興王巡境碑

圖版第一〇



昌寧碑拓本

昭和四年八月二十九日印刷
昭和四年八月三十一日發行

朝鮮總督府

東京市神田區英土代町二丁目一番地
印刷者 島 連太郎

東京市神田區英土代町二丁目一番地
印刷所 三 秀 舍